

328.1-J997ㄅ



1200500736663

328.1
997

統制法令解說
叢書第一輯

產業設備營團解說

重要產業統制團體協議會編



始



產業設備營團解說

91
14
制統業產
編會議協體團

版社濟經新

328.1
J997



統制法令解況叢書 第一輯

重要產業統制團體協議會編

產業設備營團解說

新經濟社版



91
147

例
言

産業設備營團法は、總額百億圓前後にも上ると言はれた遊休未動設備の處理活用と、緊急産業設備の國家負擔に依る建設との二大使命を果すべく、去る十一月中旬召集されたる第七十七臨時議會に急遽提案可決された一の非常時立法である。而して其の立案當時には、太平洋の戰雲は尙ほ今日程に明確化して居なかつたけれども、然かも多分に之を豫想に入れて出來たものであつた。

今や大東亞共榮圏内の經濟的自給自足體制を確立する事は、單なる要求の問題ではなくして、急速なる實行を要する問題となつて居る。これが爲めには、我が國內産業の大改編を行ふことが愈よ緊切なること言ふまでもない。近く發足を見んとする産業設備營團の使命と役割とは、斯うして頗る大なるものがある。

本書は産業設備營團法の立案に主として當られたる商工省總務局生産擴充課長山本高行氏の解説を骨子とし、之に去る十二月一日重要産業統制團體協議會並に中央物價統制協力會議主催の下に開かれたる官民懇談會の席上に於ける質疑應答録を編纂附加したも

のである。従つて前後多少の重複を免れなかつたが、然し同じ疑問を異つた角度から見且つ解くことは、理解を深める上に大いに役立つと考へて、敢て重複せる儘にしておいた點も少なくない。尙ほ巻末に附した法令及び議會に於ける政府説明の要旨等は、參考資料として便益多からん事を信ずるものである。

本書が廣く讀まれて、問題の本質が正しく理解せられ、統制會其他各種統制團體等の協力の下に、産業設備營團の機能が十分に發揮せられん事を祈りて已まない。

昭和十六年十二月廿二日

編者

目次

産業設備營團法解説

商工省總務局生産擴充課長 山本高行

- 一、はしがき……………二
- 二、産業設備營團設置の趣旨……………二
- 三、産業設備營團の業務……………三
- 四、其の他一般的質問に答へて……………三

産業設備營團に關する官民懇談會要録

重要産業統制團體協議會 聯合
中央物價統制協力會議 主催

一、挨拶……………
平 生 三 郎
田 名 三 郎
八 田 三 郎
平 生 三 郎
推 名 三 郎

二、一般的質疑應答……………五二

(一) 包括的質問……………田 中 精 一 五二

(1) 遊休未動設備の買收方法について……………五二

(2) 買上設備の賣却について……………五四

(3) 統制會との關係について……………五五

(二) 統制會との關係について答辯……………推 名 商 工 次 官 五六

(三) 産業設備營團法の説明……………山 本 生 産 擴 充 課 長 五八

(1) 營團の目的及事業……………五九

(2) 營團の資本金……………六一

(3) 營團の役員……………六一

(4) 營團の業務内容……………六二

(5) 設備の評価方法……………六六

(6) 設備活用の斡旋……………七〇

(7) 産業設備債券とインフレ問題……………七〇

(8) 政府の監督……………七二

(四) 設備營團と金融との關係……………山 住 大 藏 省 會 社 部 長 七三

三、懇談的質疑應答……………七

附
錄

- 一、第七十七議會產業設備營團法案
委員會に於ける政府説明の要旨……………八七
- 二、産業設備營團法（全文）……………九六
- 三、産業設備營團法施行令（全文）……………一〇七
- 四、參照法令（國家總動員法第十一條、第十六條之二、第十六條之三）……二六

産業設備營團法解説

商工省總務局生産擴充課長 山本高行

一、はしがき

第七十七回帝國議會を通過し、十一月二十五日公布、十二月五日より施行されることとなつた産業設備營團法は、法それ自體としては第一條の目的及第十七條の業務に關する規定其他二三の點を別とすれば、國民更生金庫法、住宅營團法等と大同小異の類似法で、全額政府出資に係る特殊法人の設立を目的とする所謂組織法に過ぎない。依て逐條解説を止めて産業設備營團設置の趣旨及産業設備營團の業務を説明し、併せて本營團に關する一般的疑問を自問自答しつつ讀者の理解に資し、その協力を仰ぐこととしたい。

二、産業設備營團設置の趣旨

僅か五日間を會期とする臨時議會に産業設備營團法案を提出すべきことを

政府が發表したのは議會の開會も迫つた十一月十一日のことであるが、それには決戦體制の整備確立を急ぐ政府としてそれ相當の理由があつたことは勿論である。又本法案は本年夏以來商工省事務當局に於て審議、準備を重ねつたもので臨時議會の召集を機として勿々の間に立案したといふ譯のものではない。

衆議院の委員會に於て岸商工大臣は本營團法案の提案理由として次の様に説明してゐる。

「最近ニ於ケル時局ノ緊迫化ハ軍需産業、生産擴充計畫産業、代用品産業、不足物資産業等ノ國家緊要産業ノ急速且大規模ナル増産ヲ要請スル所極メテ切ナルモノガアルノデゴザイマシテ之ニ對シテ政府ハ從來各種ノ事業法ノ制定、獎勵金、助成金等ノ交付等各般ノ施設ヲ講ジテ參リマシタガ是等國家緊要産業ノ中ニハ企業トシテノ危險性相當高キ等ノ事由ニ依リマシテ其ノ設備ノ建設又ハ維持ヲ一般事業者ニ期待スルコトガ著シク困難ナルモ

ノガ尠クナイノデアリマシテ此ノ種ノ設備ノ建設ニ付キマシテハ國家トシテ新タニ積極的ナル施設援助ヲ行フコトガ現下ノ急務ナリト考フルノデアリマス。又第三國貿易ノ杜絶、輸送力ノ窮屈化等ニ依リ近時著シク過大化セル未動遊休設備ハ我が國戰時經濟ノ運営ニ幾多ノ好シカラザル影響ヲ及ボシツツアリマスノデ、現有設備ノ高度利用ト我國ノ經濟總力發揮ノ見地ニ立チマシテ産業ノ再編成ヲ行ヒ、此ノ際等設備ノ中活用シ得ベキモノハ擧ゲテ之ヲ活用シ、整理シテ差支ナキモノハスクラツプトシテ之ガ再生活用ノ途ヲ圖リ、又ハ將來ノ生産擴充上緊要ナル設備ハ之ガ維持ニ必要ナル措置ヲ講ジマシテ所謂重點主義生産ノ果敢ナル實行ヲ可能ナラシムルト共ニ、低物價政策ノ確保ニ資スルコトガ肝要ナリト存ズルノデアリマス、而シテ之等ノ施設ニ付キマシテハ統制會等ト緊密ニ連絡協調致シマシテ其ノ實行ノ適正圓滑ヲ期スルコトガ必要デアリマスガ施設自體トシテハ之ヲ國家トシテ行フヲ適當ト考ヘラレマスノデ、茲ニ是等ノ目的ヲ達成スル爲

ノ母體機關タル重要使命ヲ擔當スベキモノトシテ、政府ガ全額出資致シマ
スル所ノ特殊法人産業設備營團ヲ設立シテ右營團ヲシテ政府ノ意圖ヲ奉ジ
國家緊要産業ノ設備ノ建設、貸與、出資、未動遊休設備ノ賣買、保有等ノ
業務ヲ行ハシメントスル次第デアリマス」。

以上、産業設備營團設置の趣旨は簡にして要を盡して居るが、之を補足し
て説明するならば、政府が本法案を臨時議會に提案し産業設備營團の設立と
その活躍に期待せんとした所は次の諸點に在る。

一、國家緊要産業設備の建設の促進

生産擴充計畫産業、代用品産業等の國家緊要産業の設備の擴充整備に依
る自給自足態勢の確立と我國經濟力の增強を圖ることが刻下の急務なるこ
とは申す迄もない。

而して之等の國産化の爲にする設備は勿論大部分は産業人の積極的な協力
に依つて施設することが出来るのであるが、中には巨額の資本を投下して
設備を建設しても未だその建設費の銷却を了へない期間内に輸入の回復當
該設備に依る生産品の需要の急減に因つて設備が不用に歸する虞があるも
の、又は生産技術上若干の不安が存するに拘らず之を急速に整備して國産
化を急ぐ必要のある設備があり、之等の設備の建設を一般産業人に期待す
る事は現在の經濟制度の下に於て犠牲を強ふるもので著しく困難である。
斯かる場合に於ては助成金の交付とか、事業法に依る銷却の促進とかでは
十分目的を達し難く又適當でないので茲に國家に代つて産業設備營團が設
備を建設して之を事業者に貸與し、事業者は當該設備に依る生産が最早不
要となつた場合に營團に設備を返却することにすれば、その設備建設に要
する固定費の危険負擔を免れて安んじて重要物資の生産に邁進することが
出来る。その適例はアルミニウム工業の所謂原料轉換に要する設備の建設
であつて、從來のアルミニウムの生産は南方から輸入するボーキサイトを
原料として生産して居たものが相當にあつたが、ボーキサイトの輸入杜絶

に遭遇した今日、從來の設備に或る種の設備を附加すれば礬土頁岩を原料として生産し得ること確實ではあるものの、將來ボーキサイトの輸入が可能となつた場合には右の附加した設備は不用に歸することとなるので斯かる設備を當業者の責任限りに於て施設させることは適當でないのである。尙右と同趣旨に於て事業者に於て建設困難な設備を營團に於て建設し事業者に現物出資して之に對する割當株を必要に應じ劣後株となすことも出来る様になつて居り、又本來事業者に建設さすこと著しく困難なりと認めらるる設備を營團の活動を待ち得ざる事情に依つて取敢ず建設させた設備もあるので、營團設立後は之を買取つて事業者の危険負擔を免れしめることも出来ることとして居るが、之等は前記同様國家緊要産業設備の急速なる整備を容易ならしむるに與つて大いに力あるものと考へる次第である。

二、未動遊休設備の動員、活用

輸出入貿易の杜絶等に依る原材料の供給不足に依つて現在相當巨額の未

動遊休設備の存在する事は御承知の通りであるが、之等の設備は相當長期間に互つて未動遊休の状態を續けざるを得ないことが豫想されるものが尠くなく、又戦後の國際情勢を豫想するとしても數年前の如き自由通商時代の復活は再び實現することなき昔日の夢と化するのではなからうか。然も我國現下の物資需給の情勢は、軍需、生産擴充需要等の老大なる需要の完全なる充足に年々の新規生産を以つては十分ならず、一噸の鐵、一庇の銅と雖明日よりも今日の供給の多からんことを望むこと切なるものがある。現在全國民の熱烈なる協力の下に展開せられつつある、銅、鐵等の特別回收運動も此の目的に出づるものであるが之を以ても十分ではない。彼此勘案する時現存する巨額の未動遊休設備の中には其の儘之を他に轉用して活用し、より重要な物資の生産に動員し得るものも存すべく、又中には將來の需要充足上過剩と認められ或は舊式老朽にして整理廢棄して差支ないものも存し、之等は寧ろ過去に於ける貴重なる蓄積資材として再生活用の

途を講ずることが適當なものもあるのである。之等未動遊休設備の動員、活用が第二の目的である。

一八

三、將來の需要充足或は生産擴充上緊要なる未動遊休設備の國家負擔に依る維持、保有を圖ること

未動遊休設備の中には轉用或は再生に依つて活用し得るものの存することは前述の通りであるが、中には將來の生産擴充或は需要の充足上現状の儘維持保有を圖る必要のあるものも勿論多いのである。其の保有は出來得る限り當該事業主又は同業者の共助に依る方針ではあるが、當該事業主の資力及同業者の共助に依つては維持保有の目的を達し難く其の儘に放置するときは貴重なる設備が事業の整理に伴つて解體整理される場合も豫想されぬではない。斯くては國家全體から見ても損失を來すこととなるので、必要に應じ産業設備營團が之等の設備を買取り保有して其の維持費を營團即ち國家の負擔として當該設備の維持を圖らんとするのである。

四、重點主義生産の果敢なる實行を可能ならしめること

限られた原材料を以て、勞働力、電力、燃料等の供給潤澤ならざる制約の下に如何にして最大量の生産を擧げるかといふことは現下の産業人に課せられた最大の責任であり刻下最も緊要な産業行政の課題である。而してこれが爲には優秀工場を中心とする所謂重點主義生産の實行以外に方法がない。從來とても或程度この重點主義生産は實行されつつあつたものの之を果敢に實行するときは反面に於て完全に操業を休止すべき企業、工場を生じ、之に對する適切なる措置が講ぜられない限り産業界に著しき悪影響を與へ好ましからざる經濟界の混亂を惹起せしむる虞もあつて、從來の重點主義生産の實行は未だ徹底を缺く嫌ひがあつたのである。然るに産業設備營團が設立されて、重點主義生産の反面として生ずべき未動遊休設備の處置に關し同業者の共助施設と相俟つて適切なる措置を講ずることとなれば茲にはじめて産業の再編成乃至重點生産の果敢なる實行が可能となるので

一九

ある。

二〇

五、低物價政策の推進を容易ならしめること

過大の未動遊休設備の存在が生産コストを高め延いては物價高の原因となり低物價政策の實行を妨げて居た事は衆知の如くであり此の際低物價政策推進の見地に於て未動遊休設備の整理、活用に關し國家として新たに施設を講ずるの必要があつたことは過般の第二回物價對策審議會の答申にもあつた通りである。産業設備營團の活動に依つて産業の再編成計畫に照應し整理、廢棄して差支なき未動遊休設備の整理が促進され、活用し得べき設備の轉用が行はれ又將來必要な設備の保有に付ても國家資力に依る援助が與へられることとなれば低物價政策の推進に資すべきことは明らかである。

以上産業設備營團の活動に期待して居る各種の事項は總て是れ現下の産業政策上緊急にして且重要な課題であり従つて産業設備營團の設置とその活潑なる活動こそは統制會制度の急速なる整備と共に重要産業政策の具體的實行を確保推進し我國の必勝不敗の經濟態勢確立に資すべき最大のものである。

三、産業設備營團の業務

本營團の目的は營團法第一條に「産業設備營團ハ戦時(戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ軍需産業、生産擴充計畫産業其ノ他ノ國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノヲ施設シ並ニ産業設備(之ニ充ツベキ機械及器具ヲ含ム)ニシテ未完成又ハ遊休ノ状態ニ在ルモノ(以下未動遊休設備ト稱ス)ノ活用ヲ圖ルコトヲ目的トス」とあり、而して第三章業務第十七條に業務の内容が掲げであるが以下順を追つて説明すれば次の如くである。

一、第十七條第一號(國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持

二一

スルコト著シク困難ナルモノノ建設又ハ買受)

二二

(一) 國家緊要産業とは軍需産業、生産擴充計畫産業、代用品及不足物資産業其の他の緊要産業を謂ひ之を詳説すれば軍需産業とは字義通に解すれば兵器、彈藥、糧秣等の直接軍需品及其の原材料等の生産業を云ふが後述の如く之等の全てが營團の業務の對象となるのではない。又生産擴充計畫産業とは差當りの處鐵鋼、石炭、輕金屬、金、非鐵金屬、石油及其の代用品、ソーダ及工業鹽、硫安、自動車、工作機械、バルブ、鐵道、車輛、船舶、電力、羊毛の十五品目(昭和十四年一月閣議決定生産力擴充計畫に掲ぐる品目)及其の後擴充計畫に追加された重要機械、セメント等の所謂生産擴充計畫産業を指稱し、今後第二次の擴充計畫に於て其の内容が變れば夫れを謂ふ事となる。更に代用品産業とは金屬類の用途を代用すべき大規模なる木材利用工業等を、不足物資産業とはカーボンブラツク、タンニン等從來主として輸入に仰いでゐた物資の生産業を謂ふ。其

の外國家緊要産業としてはブタノール、合成ゴム等の有機合成事業、加里鹽工業等現下の情勢に鑑み急速整備擴充を必要とする産業を含む。

(二) 本營團は前記國家緊要産業の設備の總てを建設又は買受くるものではなく其中、事業者に於て「建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノ」に限り建設又は買受くるものである。蓋し國家緊要産業の整備擴充に付ては廣く國家の要請に對する産業人の積極的協力に俟つを適當とするもので、國家緊要産業の總てに付其の條件の如何を問はず、本營團の如き全額政府出資に係り且租税の減免、國家損失補償等の國家の助成厚き特殊法人が進出活動することは産業政策一般として當を得たものと謂ひ得ない。然し乍ら他面に於て重要物資の輸入の杜絶に對處し東亞に於ける自給自足體制を急速に確立せんが爲には、場合に依り企業としての採算を度外視し、生産の惡條件を克服して國內生産の増強を必要とするもの尠くない。之が爲政府は各種助成金、獎勵金等の交付、事業法に依る保

二二

護監督、増産命令の發動等の施設を講じつつあるが、例之、事變後に於て需要の急減することあるべき物資、新規に國産化を要する物資にして生産技術等に付不確實なる事情存するもの等に付ては、産業人をして積極的に生産設備を建設せしむることは從來の施設を以てしては必ずしも十分なりと謂ひ難き事情がある。

仍て此の種の危険度高き産業設備であつて此の際急速建設の要あるものを本營團に於て建設せんとするものである。尙軍需産業に付ては兵器、艦艇、彈藥、軍用機械等の直接軍用に供せらるるものの設備は本營團に於ては之を取扱はない。従つて本營團の取扱ふものは間接的なる軍需品即ち直接軍需品の原材料等の製造設備である。

又「事業者ニ於テ維持スルコト著シク困難ナル設備」と云ふのは其の實質的要件は「事業者ニ於テ建設スルコト著シク困難ナル設備」と同様の要件を備ふるものを指す意味で、原材料、勞務者等の供給不足の爲事業主が維

持に困難を感じつつあるものを含ましめない考へである。營團の設立を俟たず、既に政府に於て積極的援助を與ふる考へを以て、企業として相當危険性ある設備を不取敢事業者をして建設せしめて居る事例もあるので之等設備は必要に應じ本營團に於て買受くる方針の下に「事業者ニ於テ維持スルコト著シク困難ナル設備ノ買受」と云ふ規定を入れたのである。

(三) 本營團は設備の建設に當つては必ずしも當該設備の設計及建設工事を自ら行ふものではない。寧ろ當該事業者に設計建設を委任する場合が寧ろ通例である。

(四) 本營團が建設する國家緊要産業の設備の用に充つる爲必要なる土地又は土地に關する所有權以外の權利に付ては土地收用法を適用して之を收用し得ることとなつて居る(第十八條)。尙右設備の登録税は第八條の規定に依り不動産の價格の千分の一に輕減せられてゐる。

二、第十七條第二號(前號ノ規定ニ依リ取得シタル設備ノ貸付、出資及賣渡)

- (一) 設備の貸付とは所謂國有民營の考へ方であつて賃貸契約に依り事業者に設備を必要期間貸付け、將來當該設備が不用となつた場合には營團が引取ることとするもので、之に依つて事業者の當該企業經營に關する將來の危険負擔を免れしめ、安んじて重要物資の生産増強に従事せしめんとする趣旨である。
- (二) 設備の出資とは營團に於て建設した設備を既存の企業又は新設會社に現物出資しその株主となる場合であつて、必要に應じ當該株式を劣後株とし事業収益の安定を見るに至る迄の期間配當の減廢を認めんとする考へである。事業者としては當該設備に依る事業の危険性に付ては(一)の場合程危懼を抱かないが必ずしも収益を期待し難しと思料する程度の場合に於て本制度を活用することとなるであらう。
- (三) 設備の賣渡しとは事業者が(一)により借受け操業した設備を將來事業の基礎安定したる場合譲受けたい希望を生ずる場合もあるべく、此の場合

に賣渡さんとするものである。賣渡しに付て數ヶ年の分割拂等も可能なる途を開く考へである。

- (四) 貸付の場合の賃貸料は可及的低く定むる考へであるが、事業の性質、設備の種類に依つてはノミナルの賃貸料に止めざるを得ない場合もあらう。又當該事業が戦時中は収益が高いが戦争終了後の危険大なりと謂ふが如き場合に在つては賃貸料は必ずしも之を低める必要はないものと考へる。孰れにせよ之等の詳細は、營團をして具體的實情に應じ處置せしむる考へである。設備の賣渡しの場合の價格は主として譲受人の當該設備の利用價格を基準として定むることとなることと思ふ。

三、第十七條第三號(未動遊休設備ノ賣買及保有)

- (一) 未動遊休設備の範圍
イ、未動設備

國家緊要産業に屬する優秀設備等にして國産化當分困難なる一部機械

の輸入杜絶、建設資材の供給困難等の事情に因つて當分完成の見込なき設備、及半製品たる機械器具にして通常の機械メーカーの手持量を著しく超ゆるもの等を謂ひ、現在未完成ではあるが今後の擴充計畫に於て其の完成工事の繼續を豫定して居るものを含まない。

ロ、遊休設備

原材料の輸入杜絶等に因る供給不足、燃料等の供給減等に因り現在遊休の状態に在り又は近く遊休化すべき設備をいふ。

- (二) 未動遊休設備の中幾何を他に轉用し、幾何をスクラップとして廢棄し幾何を將來の生産擴充上保有すべきやに付ては、政府に於て統制會等の協力を得て將來に於ける推定需要と現有設備の生産能力との見合に依り其の大綱を決定し、之が實施計畫は統制會等が政府と連絡して立案決定し、其の實施計畫の實行促進の掌に當るのが本營團である。

(三) 維持を必要とする未動遊休設備の賣買

イ、將來の推定需要の充足上必要なる遊休設備及將來の生産擴充上緊要なる未動設備の維持に付ては、政府は原則として當該設備の所有者に之を保有せしめ、本人が維持困難な場合も同業連帶の精神に依つて同業者の共助の施設を講ぜしむる方針であるが、未動遊休設備の現在高が相當の巨額に達して居り且事業の種類に依つては同業者の負擔能力も乏しき場合もあるので、斯かる場合には本營團に於て當該設備を買取り保有せんとするものである。

ロ、設備買入價格の基準は別に官制に基き設置せらるべき未動遊休設備評價委員會に於て審査決定せしむる考へである。

ハ、營團は買入設備の維持費、倉敷料、移轉する場合に在つては移轉費等を負擔することとなる。

ニ、保有設備を將來活用し得るに至つた時に於て賣却する場合の價格に付ては當該設備の利用者の利用價格に依るのを原則とすべきものと考

へるが、其の價格が營團の設備買取價格と比較して高いか低いかは今後の情勢の推移如何に依り左右せらるる所多く俄に推定し難い。

(四) 整理廢棄すべき設備の賣買

イ、營團は政府、統制會等と緊密に連絡しつつ戰時産業の合理化、企業の整理統合に依り生ずべき整理、廢棄するも差支なき設備を買取り、之をスクラップ回収機關にスクラップ價格に依り賣却し當該設備の再生活用を圖る。

ロ、買入價格の決定は(三)の場合と同じく、未動遊休設備評價委員會に於て審議せしむる所存であるが、此の場合、スクラップ價格に依り買取ることは、當該設備が遊休設備となるに至つた事由が不可抗力とも見るべき戰時状態の發生に因る場合が大部分であらうから酷に失するであらう。従て買取價格の決定は當該設備の再取得價格、收益還元價格、時價、帳簿價格等を基準として評價したる價格よりスクラップ價格を

差引いた差額を政府、同業者、本人の三者が適當に負擔する建前で定めるのが至當と考へる。この政府、同業者及本人の三者の負擔關係を如何にすべきかは本人及同業者の負擔能力如何等を勘案し具體的實情に即し決定することとならう。

營團の買入價格と之をスクラップ回収機關に處分した價格との差額及廢棄設備の取外し費用は營團の損失となる。

(五) 他に轉用し得る設備の賣買

イ、他に轉用し得る設備は一部は之を仲介斡旋に依り活用し、一部は一應之を營團に於て買取りたる上適當なる利用者に賣渡して活用を圖る
ロ、右の活用の爲にする設備の買入價格は矢張前述の評價基準に依り決定する。又その賣渡價格は原則として買受人の合理的なる利用價格に依るべきであらう。

ロ、營團は右買入設備の一定期間の保有金利及買受價格と賣渡價格との

差額の損失を負担することとなる。

三二

四、第十七條第四號(未動遊休設備ノ活用ニ關スル斡旋)

未動遊休設備中、軍需産業、生産擴充計畫産業等の用に充て得べきものの仲介斡旋を營團に於て行はしむる趣旨である。

五、第十七條第五號(前各號ノ業務ニ附帶スル事業)

保有不動産の賃貸、保有設備の補修又は改良に必要な工事等を謂ふ。

六、第十七條第二項(政府ノ認可ヲ受ケテ行フ業務)

整理、廢棄を必要とする設備の買取に付ては前述の如く當該設備の評價價格とスクラップ價格との差額を政府、同業者及本人の三者に於て實情に應じ負擔することとする方針であるが、此の場合同業者の共助金に付て統制會等が給付する場合其の一次的貸付を爲すが如き場合も豫想せられる。尙本營團に於て特許權をブールし關係業者の利用に資するが如きことも豫想せらるる事例である。

四、其の他一般的質問に答へて

問一

「産業設備營團の設立に當り國民更生金庫を合併しなかつた理由」、「今後本營團と國民更生金庫との關係はどうなるか」

答

遊休設備の買取の業務を行ふといふ限に於ては兩者相似た點もあるが國民更生金庫は「時局ノ要請ニ應ジ轉廢業ヲ爲ス商工業者ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ルコトヲ目的」とするのに對して産業設備營團は「未動遊休設備ノ活用ヲ圖ルヲ目的」として居て同じく設備の買取を爲す場合に於ても兩者自ら其の目的及取扱を異にする。即ち國民更生金庫は元來中小商工業者の轉廢業對策として設けられたものであり従つて其の設備の買取に當つても轉廢業する人の將來、身の振り方にまで立入つて考へる必要があるが、産業設備營團の場合に於ては比較的大企業の未動遊休設備を對象とするもので人よりも設備、それ

三三

自身の國家的活用に着目してゐる。従つてその買取價格の決定に當つても兩者自らそこに差異があつて差支ないものといへる。斯る意味よりして兩機關は別々に設けることとしたのであつて目下の所將來も之を合併せしむる考はない。

而して兩者の取扱分野に付ては只今迄の所個人企業に屬する設備及資本金額(公稱資本)五十萬圓未滿の會社企業に屬する設備は國民更生金庫に於て取扱ひ、右以外の事業者の分は産業設備營團に於て取扱ふといふ大まかな限界しか考へて居ないが、此の點に付ては目下具體的細目に互り研究中なので近く確定することと思ふ。

尙國民更生金庫に付ては其の運営方法、轉業對策との連繫方法に付改善をはかり其の機能の活潑なる發揮を圖る方針である。

問二

「投資融資等の金融業務の機能を産業設備營團に付與しなかつた理由」
産業設備營團の業務たる國家緊要産業設備の建設及未動遊休設備の活

用の圓滑なる遂行といふ見地のみから考ふるときは本營團に金融業務を併せ行はしめた方が適當と考へられるのであるが、他面に於て金融の一元的統制といふこともあり又本營團の對象とする産業が國家緊要産業其他全産業に及ぶ點にも鑑み、本營團の業務は物的業務のみに限定したのである。従つて本營團の活動については他面に於て融資金令、時局共同融資團の制度の活用等在來の制度の十分なる協力に俟つべきものが頗る多いのである。斯る事情なので本營團が業務を開始したる後の推移をよく見極めた上で、必要に應じ本營團に投資融資等の金融業務を行はしむべきや否やを篤と考慮することとならう。

問三

「産業設備營團法の第十九條に産業設備營團が買受けた設備の代價に付ては國債證券を以て交付することを得る旨が規定してあるが、如何なる場合に國債證券を以て交付することとなるか」

答

産業設備營團が「事業者ニ於テ維持スルコト著シク困難ナル設備」又は

未動遊休設備を買受ける場合に、之に依り撒布せらるべき代價を總て金錢を以て支拂ふときは數億の巨額に達する結果、萬一其の資金が不要不急の用途に使用せられて通貨の膨脹に因る各種の惡現象を誘發する等のことがあつては、本營團設立の趣旨に添はざるは勿論、現下の情勢上最も好ましからざる事態を招くこととなる。故に不必要なる通貨の膨脹を防止する意味に於て、營團に設備を賣渡した者が差當り事業資金の必要がないと認めらるる場合に於て、其の代價の全部又は一部を國債證券を以て交付し得ることとしたので、代價は常に國債證券を以て交付するといふ趣旨ではない。

問四

「法第二十條の設備の賣却者に對し其の代價として受けた金錢又は國債證券の處分に關し必要な指示を爲すとは如何なることか」。

答

この規定を設けた趣旨も前條と同様營團が買受設備の代價として支拂つた金錢又は國債證券の用途が不急不要の用途に流れ或は通貨膨脹を

誘發することなき様にといふ趣旨に於て規定したものである。指示の内容としては例へば金錢を以つて代價を交付した場合には賣却代金を以て金融機關に債務を辨済した方が宜しからうとか、之を銀行預金として保持して置き將來の事業設備の擴充に充當すべきであるとかを指示し、又國債證券の場合には其の國債證券を登録國債にするとか、郵便局に預託してはどうかとかを指示することとなるべく、孰れにせよ設備の賣却者が差當り資金の必要なく、其の他特に指示を必要とする場合に前述の如き指示を爲すので、無闇矢鱈に指示をするといふのもなく、且指示に當つても慎重な態度を以て實情に即して指示し、賣却者が十分指示の内容に協力すべきことを期待するものである。

問五

「未動遊休設備の現在高は幾何か」「その産業別内譯は如何」

答

未動遊休設備の現在高としては商工大臣が議會に於て説明した數字は約二十四、五億圓である。而してその産業別内譯は機密保持の關係上

説明し得ないが、繊維産業等の遊休設備が相當多いことは御想像の通である。

問六

「産業設備營團の事業資金は幾何か、又その事業別振當はどうか」

答

産業設備營團は資本金が二億圓であり、差當り其の五倍の産業設備債券を發行することが出来る。従つて合計十二億圓の資金を有することとなるが、内額面金額五千萬圓は國債證券を以て政府より交付を受け、之を基金として積立て其の利息を経費に充當する豫定になつて居るので、差引十一億五千萬圓餘が事業資金といふことになる。右資金の事業別振當に付ては、産業設備營團の設立後事業計畫の決定を俟つて定ることとなり今から之を豫測することは無意味であるが、今後四ヶ年間には右資金の全額を事業費に充てることとなると思ふ。

問七

「未動遊休設備の整理促進には別途何等か強權的措置を講ずる必要はないか」。

答

政府としては各重要産業に付再編成計畫の大綱を統制會の協力を得て定め、統制會等に實施計畫の細目を定めしめ、其の結果として整理、廢棄すべきこととなつた未動遊休設備を産業設備營團に買取らしめやうといふのであつて、且その買取価格は前述の如くスクラップ價格に依る趣旨にも非ず又同業者の共助施設も併せて講ぜらるることでもあり、産業設備營團の設備買取及其の價格に當業者として不承知の場合が生ずるといふが如きことは豫想して居ない。唯然し乍ら別途企業整備を目的として審議立案を進めつつある企業整備令、或は近く公布施行せらるべき物資統制令等に依つて必要に應じ強權的措置を講ずることはあると思ふ。

問八

「産業設備營團は何時から業務を開始するか」

答

本月二日施行令は公布になり法律と共に本月五日から施行されることとなつたので目下設立の準備を進めつつあるが、本營團の設立は必勝

不敗の經濟態勢確立上一日も早いことを必要とするので年内には設立を完了し明年早々より業務の開始に入らしめる豫定である。

問九

「産業設備營團は外地、滿洲等に於ても事業を行ふか」

答

産業設備營團法は現在迄の處内地にしか施行されて居ない。但し本法は所謂組織法であつて本法に依つて設立された産業設備營團が外地、滿洲國等に於て國家緊要産業設備を建設、貸與出資し、或は未動遊休設備の買取り保有等の業務を行ふことを妨ぐるものではない。然し乍ら本法中第十九條、第二十條等の規定は此の場合外地等には適用がない。

問十

「産業設備營團法は住宅營團法、國民更生金庫法等の類似法と如何なる點を異にするか」

答

第一條の目的及第十七條の業務に關する規定が全然異なるのは言ふ迄もないこととして其の他類似法と相異なる主要な點は次の通である。

(1) 設備の買受代價に付國債證券を以て交付し得ることとしたこと
(第十九條) (問三答參照)

(2) 營團に設備を賣渡した者に對し代價の處分に關し商工大臣は必要な指示を爲し得ることとしたこと (第二十條) (問四參照)

(3) 役員は總裁、副總裁の制度に依り且その任期は四年としたこと (第十二條、第十三條)

右は産業設備營團の業務の重要性に鑑み在野の有力者より理事者を求め且相當長期間其の地位を保證し其の創意の十分なる發揮と其の責務の完遂を期待した趣旨に出づるものである。

(4) 營團監理官設置の規定を有しないこと。

右は政府は總裁以下の役員に深く信頼し、一般監督權限以外に特に監理官設置の必要を認めなかつたからである。

(5) 債權者の財産目錄等の閱覽權を認めなかつたこと (第三十三條參

照)

營團の財産目録等には當然總動員機密事項等が記載されることとなるので機密保持の必要に出づるものである。

産業設備營團に關する官民懇談會要録

重要産業統制團體協議會
中央物價統制協力會議
昭和十六年十二月一日 於丸之内會館

聯合主催

産業設備營團に關する官民懇談會出席者 (敬稱略)

官廳側

商工省商工次官 椎名悦三郎
 商工省總務局總務課長 美濃部洋次
 商工省總務局生産擴充課長 山本高行

企畫院第一部第一課長 迫水久常
 大藏省會社部長 山住克巳
 大藏省會社部經理統制課長 伊原隆

民間側 (五十音順)

淺野良三	岩崎清一郎	石川一郎	大友幸助	小田光伴
大野政吉	大塚寛治	河上弘一	辛島淺彦	片倉三平
賀集益藏	小日山直登	小平浪平	郷古潔	近藤鏡次
伍堂卓雄	澤原寅彦	島田勝之助	鹽原禎三	鈴木忠治
莊原和作	津田秀榮	永井由松	南郷三郎	新田愛祐
橋本圭三郎	羽生雅則	藤山愛一郎	堀江平重郎	松本健次郎
牧田環	松島喜作	湊一磨	山口喜三郎	山田吉郎
渡邊政人				

主催者側

重要産業統制團體協議會 副會長 平生鈺三郎
 同 書記長 帆足計
 中央物價統制協議會 副會議長 八田嘉明

中央物價統制協議會 常務理事 本位田祥男
 同 總務部長 田中精一

一、挨拶

平生鈺三郎(重要産業統制團體協議會副會長) 本日は公私御多用中のところ、かく多數御參集頂

きまして、洵に有難うございました。

先般の臨時議會で成立を見ました「産業設備營團法」は、日下進展しつゝあります統制會を樞軸とする我が國民經濟の再編成にとつて重大な意義を有するものと考へられるのであります。従ひまして、同營團の今後の運用に就きましては、統制會設立促進のため微力ながら全力を傾倒致して参りました重要産業協議會と致しましても、非常な關心をもつてゐる次第でございますが、本營團の設立に關しては、かねがね中央物價統制協力會議におかれまして、政府當局との協力のもとに御研究を重ねて居られることを伺ひましたので、本日の會合は物價協力會議の御賛同を得まして、兩團體の共同主催と致しました次第であります。

申すまでもなく、産業設備營團の根本目標は、内外情勢の緊迫に際しまして、過去に於て蓄積されましたすべての物的資本を總動員し、國家總力の發揮に遺憾なきを期するといふ點にあるのであります。本營團の大綱に關しましては、議會における政府當局の御説明、御答辯によつてほゞ明瞭になつたと思はれるのであります。その事業として掲げられて居りますところの國家緊要産業設備の建設と云ひ、或は未動遊休設備の活用と云ひ、尙前途には多くの問題が残されてゐるやうに見受けられま

す。殊に、本營團の運用が圓滑敏速に行はれる爲には我が國民經濟の総合的な運用計畫の樹立が先づもつて要請されるわけでありませう。この意味におきまして、本營團の適切なる運営は、統制會との緊密な連携によつてのみ遂行され得ると存するであります。統制會の確立並にその圓滑なる運営に努力してゐる私共と致しましては、本營團今後の運用には大いに期待致して居りますし、又出来るだけの御協力を致して参りたいと存じて居る次第であります。

本日は、政府御當局から、産業設備營團の具體的な運用方針を拜聴致し、續いて産業界の要望するところ、又疑點と致す諸點に就きまして、御説明を頂きたいと存する次第でございます。簡單ながら、これをもつて挨拶に代へます。

八田嘉明(中央物價統制協力會議副會議長) 中央物價統制協力會議と致しまして、一言簡單に御挨拶申上げたいと存じます。

只今平生さんから共同主催のことに付きましてお話がございましたので、私から申上げる多くのものを持たないのでありますが、中央物價統制協力會議と致しましては、御承知の通り年來物價問題を中心として、之に關聯致しまする諸經濟方策に對して研究調査を遂げ、地方協力會議と相呼應致しまして、政府の施策に御協力をして参つて居るやうな次第であります。然しながら、時局が斯くの如く緊迫化して参りました以上、物價統制に對して協力致すとしても、例へば物價の公定と云ふやうなことに對して協力し、又價格の適正に對して過ちなきを期するやうに民間側に於て努力致すと云ふ

やうな部面だけでは本當の目標は達せられぬと云ふことに相成つたのでありまして、中央物價統制協力會議に於きましては先程來政府の御意向も伺ひ、且つ皆様の御協力を得まして、所謂物價問題の根本に觸れる所の問題の調査研究を進めて居るやうな次第であります。所謂産業の合理化、あるひは又生産、配給、消費を通じましての根本問題に深く掘下げて研究立案を致して参ると云ふことが、結局物價の恒久的對策として極めて必要であると云ふ見地から、事務局に於ても色々努力致して居るのであります。其の結果物價を適正に維持して行くといふ意味に於きましても、今回議會を通過致しました産業設備營團と云ふが如き機關が是非とも必要であるといふ結論に到達致しましたので、當時政府御當局に對しましても、物價協力會議より是等のことに付て意見も申上げ、又色々御指示を得まして、御協力を致して参つたやうな次第であります。先頃此の法案が通過致しまして、近く政府に於て之が實施をなさると云ふ所迄進捗致しましたことは、物價統制協力會議に於きましても心から喜びに堪へない次第で、お國の爲に慶賀措く能はざる所であります。

尙本營團の運営に付きましては、政府當局に於かれましても随分色々御工風のあることと存じますし、又之に直接間接關係致しまする所の經濟團體に於きましても色々御意見のあることと存じます。物價統制協力會議と致しましても今後共十分に御指示に従ひまして御協力を申上げたいと云ふ存念から此の會議に参加致したやうな次第でありますから、今後共宜しく御指示を賜りまするやうお願いを申上げる次第であります。

簡單ながら司會者の一人と致しまして御挨拶を致す次第であります。

椎名悦三郎(商工次官) 此の度の臨時議會に於いて成立を見ました産業設備營團法に關しまして、重要産業統制團體協議會、中央物價統制協力會議共同の御主催で、その輪廓をはつきりさせると同時に、將來の産業界に重要な使命を持つてゐる本營團の運用の方針等に付ても政府側の意見を質し、又之に關する色々な御意見も述べたいと云ふやうなことで、逸速く斯様な懇談會をお開き下さいましたことに付きましては、時節柄官民協力と云ふことが最も大切であると思はれる此の際に於きまして、甚だ機宜の處置であると厚く感謝致してゐる次第であります。

今回の臨時議會は極めて短期間でありまして、緊迫した情勢に應ずる爲に必要缺くべからざる諸法案の提出と云ふことに限定されて居つたのであります。然るに、本營團の制度は戰時經濟に缺くべからざるものであり、一日も之を忽せにすることが出来ないのでありまして、銃後經濟界の異常な動搖、混亂と云ふものを未前に防止して經濟界の安定を確立すると云ふ上に於て、此の法案が取上げられ、その成立を見たやうな次第であります。謂はゞ一面に於きましては、銃後に於ける經濟界の傷病兵を處理する野戰病院とでも言ふべきものであらうと思ふのであります。又他面に於きましては、戰時經濟を再編成する一つの大きな母體機關である、斯う云ふやうな使命を持つて居るものと私共は痛感して居るのであります。

それで此の營團の運用に付きましては、從來の諸特殊法人と相當に行き方を異にしまして、經濟界に非常に深く働き掛けなければならぬ建前を持つて居るものと思ふのであります。随ひまして此の營團の陣容整備に付きましては、政府としては最も重大なる關心を拂つてゐるのであります。全産業界の信頼、輿望を贏ち得るやうにしなければならぬと云ふ風に考へて居ります。と同時に亦經濟界の各方面に於かれまして、此の制度の必要性、其の運営の經濟界に對する色々な影響、効果と云ふやうな問題を、全體的の立場から十分に御認識頂き、又之に對して心からの協力をされると云ふ考へを持たれませぬと、徒らな摩擦、相剋を現出すると云ふことになつて、折角の使命達成上遺憾の點を残すことになりはしないかと云ふことを深く懸念する次第であります。是等の點に付きましては十分にこの制度に對する認識を徹底し、之に十二分の關心を持たれ、協力されんことを冀つて居る次第であります。

尙此の懇談會の御主催者の一員である重要産業統制團體協議會には、統制會の産婆役として其の確立の上に色々な御援助、御協力をお願いして居るのであります。營團と統制會の關聯は、平生副會長からもお話がありました通り非常に緊密な關係を持つてありますから、苟も其の間に寸隙があつてはならぬのでありまして、此の點に關しましても重産協の方に此の上とも十分なる御協力をお願い致したい次第であります。

物價統制協力會議の方には、本案の立案の當初から非常な御協力を得て居りますが、物價政策の根本的を解決に資する所も極めて大きいのでありまして、今後共十分な御支援、御協力をお願いしたい

と思ひます。

制度の説明は係りの課長から後で申上げますが、本營團の實際の運営に付きましては、總裁以下の創意を十分に働かして行くことを期待して居るのでありまして、出来るならば此の席に將來總裁になる人に御出を願つて、政府の意見、方針は斯うであるから、其の方針に基いて自分は斯うする積りだ、あゝする積りだと云ふやうなことを話して頂いた方が寧ろ適切であらうと思ふのであります。併し左様なことは今日望まれないのでありますから、大體政府の考へだけを申上げますけれども、實際の營團の活動は必ずしも今日申上げたことに拘束されるわけではなく、今後の情勢の變化に従つて實情に即するやうに變改、改訂さるべきものでなければならぬと存じます。

其のお積りでお聴取りを願ひたいと思ひます。又左様な趣旨でありますから、御意見のある所は御腹藏なくお漏らしを願ひたいと存する次第であります。

二、一般的質疑應答

平生飢三郎　それでは懇談會の方に移ります。議事の進行は本位田君にお願ひしたいと思ひます。本位田祥男(中央物價統制協力會議常務理事)　甚だ僭越でございますが、平生副會長の御指名に依りまして、進行係を務めさせて戴きます。最初に意見或は質問を纏めて申上げると云ふ意味に於きまして、從來此の問題の調査に永く携つて居りました田中精一君からお願ひ致します。

(一) 包括的質問

田中精一(中央物價統制協力會議總務部長)　後程本問題に關して種々の御討議があることと存じますが、其の前に一應便宜の爲に、問題になるであらうと思はれることを取纏めまして申上げて見たいと思ふのであります。

物價協力會議と致しましては、先程の御挨拶にもありましたやうに、本問題には其の當初から關係致して居りまして、政府の方に種々御献策を申上げた點も少くはないのでございます。

最初此の問題が起りましたのは、現在ある所の未動遊休設備をば如何に處理すべきか、斯様な所から問題が出發致して居つたやうに記憶して居るのであります。此の遊休未動設備をばどうして回收し、合理的に配付するかと云ふ機構の問題に關しましては、或は政府が直接之に當るべしと云ふやう

な考へ方もあつたかと思はれるのでありますが、それよりも寧ろ民間的の營團を中核として之を媒介するのが宜しいのではないかと云ふやうな、民間各位の御意見でありましたので、それを取纏め申上げたやうな次第であります。更に營團が極めて強く民間的色彩を持つて居ると云ふこと、例へば設備買上に於ける評價の問題でありますが、それは官民共同の評價委員会を作つて、之に依つて其の價格をば評價して参ると云ふやうな點、或は又設備の供出と云ふやうなことに付きましても、全般的には政府が之を押し進めては参るけれども、其の個々の取扱方に付ては民間の處置に俟つといふやうな點、これらは齊しく民間各位の御意思であつたのでありまして、それ等の點が此の法案の中に盛り込まれて居りますことは、吾々と致しまして欣快に存する次第であります。

併し此の問題を尙ほ仔細に検討して参りますと、尙ほ政府御當局の御意思をば伺ひたい多くの點があるやうに思はれるのであります。私共と致しましては、其の後も民間各位の御意見の蒐集に努めて参つたのでありまするが、それ等の御意見を綜合致して二、三列挙して見たいと思ふのであります。問題を大きく分けますと、第一に營團の機構其のもの、機能其のものに關する點であります。

(1) 遊休未動設備の買收方法について

御承知のやうに營團は、先づ遊休未動設備の買收並に販賣と云ふ所に其の大きな機能の一つがあるかと存するのでありまするが、其の遊休設備をば買收する評價委員会の運営に關しましては如何に御

考へになつて居られませうか。第一に、若し統制會が逸速く成立致して居ると致しますならば、此の評價委員会に於ける委員の選定等は恐らく問題はないと思はれるのでありまするが、それが今日未だ十分に成育して居ない場合、どう云ふ基準から此の評價委員会の委員をば御選定になるのでありませうか。第二の點は其の評價委員会に依つて評價されます所の遊休未動設備の買上價格の問題であります。買上價格の問題に關しましては、先程の臨時議會に於きまして政府より種々御懇篤な御説明があつたやうに存じて居りますが、尙ほ茲で明確に致したいと思ひます點は、遊休未動設備が完全に遊休未動であります限り、是は其の企業の利潤にはマイナスの影響を持つものでこそあれ、之を取拂つたと云つても利潤が減るやうな關係にはない筈であります。随ひまして此の買上價格の査定に於て、或は現在の評價々格をば中心にして買ふ、或はそのスクラップ化した所の値段を參酌するとか、色々の考へ方があるであらうと思ふのでありまするが、一體どう云ふ所に其の客觀的の標準を求めるときであらうか、斯う云ふ問題でございます。第三には、何を以て遊休設備、未動設備と認定するかと云ふ認定の問題であります。即ち例へば紡績全般を通して二割は遊休と認めるといふやうな御説明があつたやうに記憶して居るのでありまするが、現在是は遊んで居るから、是は未動であるからと云ふ角度からだけでは問題は解決するものではないと思はれるのであります。即ち現在動いて居るものに於ても非常に劣悪な設備を持つて居る場合もあるし、又現在遊んで居るものにあつても優秀な設備の場合があり得る筈であらうと思ふのであります。斯様な場合に、優秀であるけれども遊んで居

るからと云ふ故を以て、之を遊休未動設備として供出させると云ふことは、國經濟全體の爲に取らざる所でありますから、如何様にして遊休未動設備と云ふものを認定して參るかといふことを明確に致して置く必要があらうと存するのであります。

(2) 買上設備の賣却について

以上は設備を回收し、買上げる所の過程に付て申上げたのでありますが、更に其の設備をば賣却して行く所の過程に於ても問題があると思はれるのであります。第一に、遊休未動設備をば利用、轉用する場合、即ちあちらに於けるモーターをばこちらの工場へ持つて來て之を動かす、斯う云つた場合に、どの會社へどの工場へ此の設備を賣却したらいいか、斯様な認定の問題があると思ふのであります。此の事に付きましては別段のお定めがないやうであります。是は評價委員會と相似たやうな機構を以て之をおやりになる積りであるか、營團の事務當局にお委せになる積りであるか、其の點も明確にして載きたいと存する次第であります。次には、買取ります遊休未動設備の代金は、インフレーションを避ける爲に成べく公債を以て支拂ひたいと、斯様な御説明があつたのであります。インフレーションを以て支拂ふのみでインフレーションが完全に避け得られるであらうか。即ち受取つた公債が轉々流通して參る、公債がそれ自身ペーパー・マネーと齊しい作用を致す場合が想定される、又現にさう云ふ場合も起つて居るやうに見受けるのであります。此の點に付てどう云ふお考へをお持ちでこ

さいませうか。それから更に、是はもう議會等で屢々論議された問題であります。此の營團の所謂積極的側面として設備の貸付等を行ふ場合、此の半面にはそれに對應する所の金融的の措置がなければならぬ。是は善處すると云ふのみでなく、何とか其の間に組織的な關聯が、機構的な一體性を確立するやうなことがあつて然るべきではなからうか。

(3) 統制會との關係について

以上が産業設備營團自體に付ての問題でございますが、更に第二の問題と致しまして、産業設備營團其のものは日本の所謂計畫經濟、統制經濟と呼ばれるものの中に於いて、どう云ふ役割を持つのであるか。統制會と營團とは極めて密接なる關係を持たなければならぬとは、先程から繰返しお話があつた所でございますけれども、本來統制會は日本經濟全體の合理化をば目指すものであるとするならば、此の統制會は資金、勞力、資材のみではなく、設備の問題も其の一項として取扱ふべき筈ではないであらうか。さう致しますると、營團は寧ろ統制會の一つの機能或は統制會に從屬する所の機關として考へて然るべきではなからうかと、斯様な考へが起つて參るのであります。随ひまして營團と統制會との間の密接な關係と言はれるものの具體的の點は如何なることに相成つて居るか、斯様なこともお伺ひ致したいと思ふのであります。

以上甚だ言葉を盡しませぬが、御列席の民間各位の方々のお話の口火と致しまして、斯様に取纏め

た次第であります。

(二) 統制會との關係について答辯

椎名商工次官　大分突込んだ御質問がありました。先程も申上げたやうに、買取價格をどうするか或は遊休設備の認定をどう云ふ風にすると云つたやうなことに付きましては、理論は兎も角として實際的にはここに營團の理事者が列席してお答へする方が適當であらうと思ひますが、此の營團の全般に亘つての大體の考へ方については一應係りの課長から御披露申上げますから、それをきつかけにして御協議、御懇談を進めて戴いた方が宜いのではないかと、斯様に考へます。唯御質問の中の營團の地位、特に統制會との關聯に付いて私の意見を述べて見たいと思ひます。

是は別に政府の意見とか何とか云ふことではなしにお聴取り願ひたいと思ひますけれども、統制會が各重要産業部門に確立されて、それが十分の機能を果し得るやうになつた暁には、營團は要らなくなるのではないかと私は考へて居ります。然しながら統制會が、當該産業内の遊休未動設備を買収し、それを効果的に活用し得るやうな實力を十分持つ迄には相當の時日を要するであらうと思はれるのであります。今日の情勢下に於ては、其の時日を待つて居られない、半年、一年を遷延することは許されないのであります。このままに放置すれば、企業に依つては非常に弱體化する。或は遊休設備が殖

えるであらうことは明かであり、斯様な情勢は近き將來において益々深刻化するものと豫想されるのでありますから、これに對して極めて敏速に救済の手段を講ずる必要があるのであります。本營團の任務の一つは、かかる事態に際しての應急救済にある、かう云ふ風に私共は考へて居ります。然し設備もさることながら、更にそれに附帶して金融的な救済の策と云ふものがなければならぬのであります。當初此の營團に相當の金融的機能を持たせたいと云ふ意向を持つて、大藏當局とも色々と折衝致したのであります。金融の面に於きましては、先般來すでに生産力擴充の促進といふ方向に金融機能を集中すると云ふやうな方針を立てられ、着々さう云ふ計畫、手順を進めて居られる際でありますから、其の點は大藏當局の方に十分御信頼申上げてゐる次第であります。

政府が物動計畫なり生産力擴充計畫なりと云ふものの大綱を立て、其の大綱に基いて統制會が具體的な計畫、例へば是はカットするとか、あれは休ませるとか云ふやうな計畫を立てる譯であります。それを實行するのが營團の仕事であります。それでは營團と云ふものは、政府、統制會が決めて傳票を切つた後始末をするキャツチャーのやうなものかと云ふやうな疑ひも或はお持ちになるかも知れませぬが、必ずしもさう云つたやうな末端的なものだとは考へて居りませぬ。統制會が具體的な計畫を立てる場合でも、果して實行案として適當であるかどうかと云ふことにはお構ひなしに杜撰な計畫を立てると云ふやうなことはないものであります。合理的な實行案を得るためには、どうしても事前に營團との協議が必要であらうといふ意味であります。つまり各統制會と營團との協議に依つて

具體的な合理化・再編成を押し進めて行くと思ひます。整然とした理論的の説明ではございませぬが、私の考へて居ることを申上げた次第であります。

尙ほ序に評價委員會に就いて一言致しますと、民間の委員としては統制會の方面からも勿論出て戴くと云ふことになりませうし、又必ずしも統制會だけに限定しなくて、適當な人があれば其の方面からも願ひすると云ふことになるであらうと思ひます。統制會設置前の部門においては一體どう云ふやうな人を委員として選ぶのかと云ふやうなお話でありましたが、是は一概には申されまいと思ひます。何れにしても廣く業界の事情に通曉して居り、更に亦其の人に對する業界の信望の程度も十分に考慮して適當に願ひすると云ふことは申されるけれども、それ以上どうと云ふことは言ひ得ないと思ひます。

(三) 産業設備營團法の説明

山本高行(商工省總務局生産擴充課長) それでは私から此の營團の組織、事業と云ふやうなことに付きまして、概略を御説明致して、其の間に先程田中さんから御質問のありました點を成べく攄むやうにしてお話することに致します。尙ほそれに依つてお分り悪い點は又後で御質問を願ふことに致しまして、一應全般的な御説明の中に入れて申上げます。

(1) 營團の目的及事業

先づ産業設備營團の目的であります。是は法律の第一條に書いてございます。同條の前段の方を吾々は積極事業と呼び、後段の方を消極事業と呼んで居ります。即ち上の方は、國家緊要産業の設備であつて、事業者自體が自力で建設出来ない、或は自分で維持出来ないものを營團に於て施設するのであります。之を積極事業と呼んで居ります。後段に書いてあります方は、産業設備たる未動遊休設備に關するものであります。之の活用を圖ることを目的とするのであります。之を消極事業と呼んで居ります。それで茲に書いてございますやうに、此の營團の活動する時期と申しますのは戦時に限られて居る譯であります。勿論「戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム」と云ふので現在の事變は含まれて居りますが、要するに戦時、事變の際に適用されるのであります。平和克復の暁には積極的な活動は出来ないであります。其の時は解散するのかと申しますと、解散のことは別に法律を以て規定することになつて居るのであります。要するに新しく仕事をどん／＼やつて行くことは出来ない、従來やつた仕事の後始末をする程度にその仕事制限されて行く、斯う云ふ建前になつて居る譯であります。

さて「國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノ」是はどうか云ふことかと申しますと、先づ上の建設することの困難なものと申しますのは、一つは、まだ技術

が日本で確立して居らないと云ふ爲に技術的に不安があると云ふものであります。それから技術は確立して居る、作れば出来るが、將來平和が來るとか或は何かの事情で他の輸入品が入つて來るとか云ふやうな關係で、需要がばつたり止まるとか或は著しく減少すると云ふ風な、經營の前途に著しい不安があるので、どうも事業者としては踏切れないと云ふやうなものも含む譯であります。先づ大きなものは其の二つであると思ひます。「維持スルコト著シク困難ナルモノ」と申しますのは、從來國家緊要産業の設備を當業者の方が自分でお作りになりました、其の持耐へられなくなつたものを全部營團が買取ると云ふ意味ではないのであります。文字上はさう云ふ風にも見えますが、本來の趣旨はさうではないのであります、此の事變が始まりましたと申しますか、或はもつとはつきり申上げますれば生産力擴充計畫と云ふやうなものが始まりました以降、極く最近の所に於きまして、國家として非常に要請のある設備では非やつて貰ひたいものであるがどうも非常に危険があると云ふものをば、事業者の方が危険を冒して敢て自ら建設された。併し建設はして見たもののも色々な事情の爲に非常に維持が困難になつて來て居る。斯う云ふ最近の事態の爲に起りましたものだけを是で賄ふ、斯う云ふ考へでありまして、從來舊くからありました設備が何かの事情で維持が困難になつたものを總て是で救ふと云ふ意味ではないのであります。

それから「産業設備(之ニ充ツベキ機械器具ヲ含ム)ニシテ未完成又ハ遊休ノ状態ニ在ルモノ」此の意味は、例へば未完成設備に付て申しますと、工場へ据附が半分出來て止まつてしまつてあとが出來

上らない。それだけのものを指すやうに見えますが、それはさうではないのであります、産業設備に充てられるべき機械や器具類で、製造業者の手許にあつて未完成状態にある、所謂半成機械と稱せられるものも含む趣旨であります。更に其の設備や何かが銀行の手許にあるものも含む。即ちそれを使用すべき製造業者が手持して居られる設備だけでなしに、之に該當する機械器具は何人の所有に屬するものも全部含むと斯う云ふことを示して居るのであります。以上が第一條の示す目的でありまして、同時に是は又裏から申しますと、營團を作つた政府の趣旨は斯う云ふことをやらす爲であると云ふことを示して居る譯であります。

(2) 營團の資本金

それから營團の資本金でございますが、それは第三條に規定がございまして二億圓になつて居ります。是は全額を一度に拂込むのではないのでございまして、最初に五千萬圓拂込んで貰ひます。其の五千萬圓は最初は國債で出資することになつて居ります。其の國債は此の營團の基金として保有致して置きました、其の利息を以て事務費に充てる。事業の方は其の基金を本にして、後の方に出で参りますが、産業設備債券と申します特殊の債券を發行致しまして、其の債券で得た金で事業を賄ふ。其の發行限度は拂込資本金の五倍と云ふことになつて居ります。最初の事業年度は五千萬圓拂込みますから、その五倍の二億五千萬圓と云ふことになります。それが昭和十六年度の事業費と云ふことに

なる譯であります。

六二

(3) 營團の役員

それから役員であります。之は第二章に規定してあります。此の營團には總裁、副總裁各々一人、理事五人以上、監事二人以上を置くことになつて居りますが、之が營團の役員であります。更に廣義の役員と致しましては、後の方に出て参ります。評議員と云ふものを設けることになつて居ります。第十六條の第一項に「産業設備營團ニ評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ命ズ」となつて居ります。それから第二項に「評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得」とございます。之が評議員の任務でありまして、先程統制會との關係をどう云ふ工合に付けるかと云ふことが御質問の中でありましたが、差當り組織的には統制會の會長と云ふやうなお方は評議員としてお入り願ふと云ふことを政府當局としては考へて居ります。

(4) 營團の業務内容

次は第三章の業務へ参ります。茲で先程の御質問を大分お答へ出来るかと思ふのでありますが、第十七條に「産業設備營團ハ左ノ業務ヲ行フ」とあります。此の第一號と第二號が先程申上げました積極業務でありまして、第一號「國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク

困難ナルモノノ建設又ハ買受」とあります。買受と申しますのは、先程申上げましたが、維持困難になつたものを買受けるのです。建設困難なものは建設し、維持の困難になつたものは買受ける。即ち「建設困難」に「建設」が對應し、「維持困難」に「買受」が對應すると斯う云ふ風に讀んで戴くのであります。

第二號は、斯う云ふ一號の規定に依りまして建設致し或は買受けましたものを、今度適當な事業者に對して貸付けるとか或は出資するとか、賣渡すとか、斯う云ふことを規定したのが第二號でございます。貸付は御説明する必要はございませぬ。出資は設備の出資、即ち現物出資のことを言つて居るのであります。金銭的な投資や融資は、最初の商工當局の草案には入つて居りましたが、此の法律には全部抜けて居りまして、結局所謂物的業務と云ふものだけに限定することになりました。出資も現金出資はやらす設備を出資する現物出資だけに止まつて居ります。下の賣渡と云ふことは御説明の必要はございませぬ。是は大體危険の程度から申しまして、業者側から一番望ましい順序に並べた譯であります。例を申し上げますと、アルミニウムの轉換の設備のやうなものは、將來何か或る原因に依つて南方からボーキサイドが十分入ると云ふことになりまして、折角轉換の爲に作りました設備と云ふものは全然遊んでしまふ、斯う云ふことになる譯でありますから、其の場合に當業者から見ますれば、營團に建設して貰つて貸付けて貰ふ。其の貸付料は勿論企業が成立つやうな貸付料で貸付けて貰ふと云ふのが、一番危険が少い譯けであります。そして將來要らなくなつた場合には貸借の契約を解けば

六三

宜いのでありまして、何等固定的な負擔がないと云ふ關係上、貸付が一番望ましい譯であります。

それから次には出資であります。是は現物出資をしまして株券を持つて貰ふのです。勿論外に事業をやつて居ります場合には、その事業の収益に悪影響を及ぼさないと云ふ意味に於きまして、其の出資をしまして株式を劣後株或は後配株と云ふことに致して置きまして、利益がなければ配當しない。斯う云ふことに致して置きますれば、當業者は進んでそれ等の施設の出資を受けて事業をすると云ふ御決心が付く譯でございます。

賣渡と申しますのは、上のやうな方法に依りまして借受け或は出資せられましたものを、政府にリスクを持つて貰はなくとも十分採算が取つて行けると云ふやうな事情になつた場合に、拂下げを受ける。斯う云ふ場合のことを規定して居るのでございます。

次に先程貸付料のことを一寸申上げましたが、是は勿論營團が貸付に依つて收支を是非共合はさなければならぬと云ふ必要はないのでありまして、其の設備を借りて事業する側が適正な利潤を上げ得るやうな貸付料を決めるのであります。従て場合に依つては其の貸付料は非常に安くなつてノミナルなものになると云ふやうなこともあり得る譯であります。

そこで相手方を一體此の場合にどう云ふ風にして決定するのか。それから設備の建設と云ふことと資材、勞力、資金との關係は一體どうなるのか、それに付て先程も御質問がございましたから一寸御説明致します。

先づ營團は一體どう云ふ建設事業をやるのかと申しますと、御承知のやうに現在は所謂物動物資と云ふものは、物資動員計畫に依つて何を何トンどう云ふものに使ふかと云ふことは全部政府で検討の上決まつて居る譯であります。それを受けて生産力擴充計畫も本年度はどう云ふ事業をどれ位進めると云ふことが全部決まつて居るのであります。随ひまして此の營團がやる事業と雖も、勿論それ等の物資動員計畫なり或は生産擴充計畫なりの枠を出ることは出来ないものでありまして、其の枠の中で第一號に書いてありますやうに、事業者が建設することが著しく困難だ、と云ふものを此の營團が引受けて建設する、斯う云ふ關係になるのであります。随ひまして資材とか資金とか言ひますものは、當然それ等の生産擴充計畫なりそれに伴ふ資金計畫及び勞務動員計畫、さう云ふものの中へ總て入つて居るものを此の機關が取上げてやる譯でありますから、別に既定計畫の外にはみ出で、之が資金を使つたり或は勞力を使つたりすると云ふやうな關係にはならないのであります。随ひまして此の建設事業は勿論インフレを増進するものでも何でもないものでありまして、資金計畫の枠内であると云ふやうにお考へ願ひます。

それから相手方の問題でありますが、相手方は誰に貸付けるかと云ふことは、是は結局生産力擴充計畫の中でこの事業は此の事業者がやつた方が適當だと云ふことを政府が決めます。今後は勿論統制會が出来た以上は統制會と御相談の上政府が決定すると云ふことになりませんが、其の業者の方が貸付を受けてやる、斯う云ふことになると思ひます。勿論其の業者が自力で作れる場合は自分で作つて運

營するのでありますが、作れない場合は建設だけは此の機關の負擔でやつて、運営は其の業者が借りて或は出資を受けてやる、斯う云ふことになると思ひます。

それから次は三號、四號、之が先程申上げました消極業務の方でありまして、所謂未動遊休設備の活用の問題でございます。第三號の方の「未動遊休設備ノ賣買」と申しますのは、轉用のことを考へて居る譯であります。甲と云ふ會社としては其の設備は遊休關係になつて居て要らない。併し乙と云ふ會社へ持つて行けばそれを他の用途に十分使ふことが出来ると云ふ場合には營團が買取つた上それを轉用する。其の轉用と云ふことは結局此の營團から見ますれば設備の賣買と云ふことになるので、さう云ふ風に書いてあるのであります。下の方の保有と云ふのは、未動遊休設備に付て上のやうに轉用する譯にもいかないし、さうかと云つてスクラップにしてしまふ譯にもいかない。將來必ずそれは使はなければならぬやうな見透しの付く設備だと云ふものは營團で保有する。是は勿論さう云ふ設備の全部を保有するのではないのでありまして、當業者の方が自力で持てると云ふ關係にありますものは自力で持つて戴きまして、どうしても業態からして持てない、それだけの負擔に堪へられないと云ふものを此の機關が保有する、斯う云ふことになるのであります。

茲で一寸御説明致して置きますが、御承知の通り未動遊休設備の整理活用に關する政府の根本的な考へ方は、それ等の設備を大體三分致しまして、先づ出来るだけ轉用を圖る、是が原則であります。それからどうしても轉用出来ないものの中で將來是は使ふ見込があるかないかと云ふことの見透しを

立てる。さうして使へる見込のものは残す。どうしても當分使へないと云ふものは已むを得ず之をスクラップにしてもう一度資材としてお役に立てる。斯う云ふ三つの分け方で考へて居る譯であります。勿論さう云ふ未動遊休設備の扱ひ方は抽象的のことでありまして、具體的にそれをどう云ふ風にするかと云ふことは、先程次官からお話のありましたやうに、企業の再編成計畫と云ふものを各企業に付きまして具體的に作成致しまして、其の結果として今申しました三つの分類が出来上つて来る、斯う云ふことになる譯であります。随ひまして、今遊んで居るものは先づ第一段階として買上げてしまふ。今動いて居るものはどんな悪いものでも一應動かすと云ふやうな、謂はば行き當りばつたりのやり方では勿論ないのでありまして、今申しましたやうに合理的に個々の事業及設備の狀況、それから當該事業の將來の見透し其他横の産業との關係と云ふやうな凡ゆる要素を考へまして、是は残すべきものである。是は潰すべきものであると云ふことをはつきり決めまして、其の上で此の機關が活動する、斯う云ふ風にお考へを願ひます。随ひまして未動遊休設備の認定をどうするかと云ふ御質問が先程ありましたが、抽象的に申しますれば、苟も經濟的な運轉を致して居らないものは皆んな遊休設備だと云ふことも勿論言へると思ひますが、さう云ふ考へ方ではなしに、各業種別に而も具體的な場合に應じて最も合理的な標準に依つて決めて行くのであります。此の法律の運用が結局に於ては政府の責任に掛かつて居ります意味に於きましては、最後の決定責任者は勿論政府と云ふことになりませうが、實際問題としては、各業種に付て統制會と云ふものが中心になつてお考へになりますれば、自ら其處

に基準が出て来るものと考へて居ります、寧ろさう云ふ合理的な徹底的な再編成計畫を立てる爲に此の機關が必要である、此の機關があつて初めてさう云ふことが出来るのだと云ふことに吾々は考へて居ります。

(5) 設備の評価方法

それからそれ等の設備を一體どう云ふ風に評價するかと云ふ點に付て色々お話が出ましたやうであります、評價委員の點に付きましては、先程次官がお答へになりました通り、要するに當該産業に於ける設備の評価と云ふことに付て最も知識、経験を豊富にお持ちになつて居る方をお願いする。さう云ふお方は自ら統制會の役員になつて居られる筈でありますから、統制會の出來て居るものに付てはさう云ふ方が委員になるか、又さう云ふ方の御推薦に依つて委員を選んで戴く、斯う云ふことになると思ひます。又統制會が成立過程にあつてまだ出來て居らないものに付ては、將來統制會に入らるやうな知識、経験の最も深い方をお願いする、斯う云ふことになると思ひます。

それから買上價格の基準であります、是は最も慎重を要する問題でありまして、今申上げました評價委員會は大體三十人内外の構成にする豫定で居ります。それには業界のお方、即ち實際家と學者及官廳關係、商工省とか其の他關係官廳のお方にお入り願ひしまして、其の委員會で先づ一般的な基準を決めまして、更にそれを各業種別に専門化した標準が恐らく必要になると思ひますので、それを作

ります。そして右の基準を機械的に當嵌めて行けば宜しい譯であります、物に依りましては基準丈では定めにくいものもありますし、又一件が相當な金額に上るものに付ては、個々の事情を精査する必要があるのです、個々の案件に付きまして、相當大きな問題は委員會に掛ける必要があるのではないかと云ふ風に考へて居ります。勿論本委員三十名ではそれ等の仕事の全部はやつて戴かせぬので、各業種別に専門委員を多數お願ひ致しまして、本委員會の下ごしらへの仕事を全部やつて戴くと云ふ考へで居ります。唯茲に一言だけ申上げて置きたいのは、買上價格で一番問題になりますのは、スクラップにする場合の設備の買取りと云ふことであると思ひます。是はスクラップの値打しかないのだからスクラップ價格で宜いと云ふことで、皆屑値段で買上げてしまふかどうかと云ふ點でありませんが、さう云ふ亂暴なことは勿論考へて居りませぬ。其の設備は當該産業の通常の状態であれば是々の評價になると云ふ、其の評価とスクラップ値段との差額が其の持主の損になる譯であります。其の損失を全部本人に負擔させると云ふのは非常に酷でもあり、又不合理的な話でありますから、斯う云ふものは不可抗力的なものと見られる場合である關係上、國家も——國家と申しますのは此の營團であります——營團も負擔するし、又さう云ふものを處理することに依つて残存の當業者に應分の利益が及ぶ場合があるのであります。及ばない場合もありますが、及ぶ場合は其の残存の當業者にも負擔して貰ふ。之等三者の負擔關係は其の業態に應じまして最も妥當な結果になるやうにやつて行く。基本的には斯う云ふ考へ方を致して居ります。

(6) 設備活用の斡旋

それから第四號でありますが、「未動遊休設備ノ活用ニ關スル斡旋」是は必ずしも營團が買取つて賣渡すとか又は貸すとか云ふ風な仲介を致しませぬでも、關係者が直接茲に斯う云ふものがあると云ふことをお互ひに知合ひ、其の間を營團が斡旋すれば轉用が巧く行くと云ふものも澤山あると思ふのであります、さう云ふ種類のものに付きましては、此の營團が別に自分で買取つたり何かせず、必要な向きからは要望を出して戴き、要らない向きから斯う云ふものがあると云ふことを申出て戴いて、謂はば遊休設備の職業紹介と云ふやうなことになると思ひますが、さう云ふことを營團でやつて行く。さう云ふことをやるには勿論統制會に全面的に協力して戴いてやる譯であります、さう云ふ仕事は第四項の「斡旋」でございます。

第五號は「前各號ノ業務ニ附帶スル事業」でありまして、附帶事業には色々なものが豫想されますが、細かくなりますので省略致します。

次は第十八條で、建設の場合に土地收用の特權を認めて居ります。

(7) 産業設備債券とインフレ問題

それから更に次に参りまして、第四章であります。是は産業設備債券に關する規定でございます、之に付きましては今後大藏當局に特に御協力をして戴くのであります、先程御説明致しましたやうに、大體事業資金は主として債券に依つて賄ふと云ふ關係上、此の債券を何とかして消化して行き、之に依つて資金を得て行くと云ふことをやらなければ、此の機關は動かないことになりませぬ。

先程買取資金のことに付てインフレの懸念はないかと云ふお話でございましたが、それを茲でお答致します、建設關係に付ては先程も申上げましたやうに、苟も其の建設が必要であつて國家の計畫に入つて居る以上は、當業者がやらうと營團がやらうとその資金は既に手當の見込がついて居るものでありますからインフレになることはないのであります。未動遊休設備を買取りました場合は、一應それだけはインフレになるのではないかとの疑問もあるかと思ひます。併し半面に於きましてその買入れ資金と云ふものは産業設備債券に依つて賄ふのでありますから、此の債券を蓄積の範圍内で賄つて居る間はインフレにはならないと云ふことが言へると思ひます。更に假に蓄積の枠をはみ出した場合でもさう云ふ未動遊休設備を買取つてスクラップにしたり或は適當に保有してやつて業者の負擔を軽減すると云ふことに依りまして物資の生産が増強されますならば、是はインフレの心配はないのではないか、斯う云ふことも言へるかと思ひます。

それから代價として渡した公債が轉々しはしないかと云ふお話でございましたが、其の點に關しましては此の法律中に規定を置いて居りまして、政府が國債で渡した場合に其の國債の處分等に付て指示をすることが出来る。と申しますのは、勝手にそれを賣拂つて戴かないやうにと云ふことを指示す

る。指示は勿論強制力を持つ命令ではなく従て罰則を伴ふと云ふ風なものではございませぬが、法律に基く政府の公の行爲であると云ふ意味に於きまして、當然それは守られると云ふことを政府としては豫期して居ります。それから公債を以て渡す場合は、勿論公債を渡しても差支ない場合に限られるのでありまして、其手取金を直ぐ右から左に返済せねばならぬ場合は、國債で返すことを債権者が承諾しない以上何にもならないのでありますから、さう云ふ場合は勿論現金でお拂ひすることになると思ひますし、又其の金を事業資金に充てると云ふ場合は公債では困まる譯でありまして、さう云ふ場合はいけないと思ひますが、今差當り事業資金の必要がないと云ふ場合は公債で渡すのであります。要するに總ての場合に無理に公債で渡すのではないのでありまして、公債で渡して差支ない場合に限られる、斯う云ふ風に考へて戴きたいと思ひます。債券に付きましては尙ほ細々した規定がございしますが、この程度に致します。

(8) 政府の監督

次に第六章、監督及補助、第三十四條に「産業設備營團ハ政府之ヲ監督ス」となつて居りますが、先程次官からお話がございましたが、政府の監督は出来るだけ大綱に止める方針であります。一々細かい指圖をして折角の理事者の方に於て自由な活動が出来ないと云ふやうなことは、營團設置の趣旨を全く減却する譯でありますから、出来るだけ大綱の統制に止めて、それ以下のことに付ては全

部營團の自由、活潑なる活動に期待する建前に致し、斯の種の立法に通常でございます政府の監理官と云ふ風なものも本法には特に除いてあるのであります。

第七章は罰則でございますが、是は過料の規定だけで、所謂刑罰の規定は置いてございませぬ。是は營團の性格から出て居るのであります。

大體法案の主なる規定は今申上げましたやうな所でございます。又以上により先程御質問のありました點は概ねお答へ致したかと思ひます。唯轉用の場合に轉用せられる相手方をどうやつて定めるかと云ふお話がありました。具體的には營團の人をも交へた官民の委員會、協議會と云ふやうな機關を設置致しますれば、そこで適當に決めて行けるんぢやないか、それ等に付て政府が一々指圖の必要はないと云ふやうに考へて居ります。

(四) 設備營團と金融との關係

山住克巳(大藏省會社部長) 此の産業設備營團は商工大臣の主管の營團でございますので、別段大藏省として申上げる點は澤山はないのであります。一應金融方面に關する問題に付て、私の考へて居ります點を申上げて置きたいと思ひます。

此の設備營團の案を商工省でお起しになりました際に、先程からお話がありましたやうに、當初金

融と云ふことを含んで居つたのでありますが、之をなぜ除いて戴いたかと申しますと、是は先程商工次官のお話にもありましたが、何分未動遊休設備の整理と云ふものは急ぐ問題である。一日も早く之を行はなければならぬ問題でありますので、此の營團を早く作ります爲に、目的がはつきりした點だけにして載くと云ふことにした方が纏まりも宜しいし、又此の營團が活動致しますに付きましても、其の限界がはつきり致して居つた方が活動に便利であらう、斯う云ふ風に考へまして、此の營團と致しましては一應金融方面を除いて戴いたのであります。

それと同時に、然らば金融の方面はどう云ふ風に考へて居るかと申しますと、是も先程商工次官からお話がありましたやうに、産業資金の融通に付きましては、大藏省に於ても研究も致して居りますし、又種々の措置を講じまして、其の措置が實現を致して居る點もあります。此の點は御列席の皆様方に御諒承のことと存じます。殊に現在の大藏省の意見と致しましては、從來兎角國債の消化を第一と致しまして、産業資金の方は二の次と云ふ風に考へられて居つたのでありますが、現在では國債も社債、株式拂込等の産業資金も同列に置きまして、社債、株式等も國債と同じやうに賣れなければならぬと云ふ風に致して居ります。さう云ふ意味に於きまして、産業資金の疏通と云ふことに付ては十分の配慮を致す積りで居ります。併し之に付きまして、從來の金融機關其の儘で果して宜いかどうかと云ふことは問題もありません。私自身と致しましては、産業資金の供給に付きましては、何等かの機關を新設する必要があらうと云ふことに考へて居ります。現に大藏省内部に於きましても、

戦時金融會社と云ふやうなものに付きまして今研究を續けて居ります。之が纏まつて實現致すかどうかと云ふことは、今言明致す迄に至つて居りませぬが、兎も角も從來の金融機關其の儘でやつて行けるか或は新しい機關が要るかと云ふことに付て、折角部内に於て研究を續けて居る譯でございます。産業界の方々の御意見を承りまして、更に是非ともさう云ふ新しい機關が必要であると云ふ御意見が強く、且つ研究の結果其の機關を作ることが適當であると認めますれば、其の方向に進めたいと云ふ風に考へて居ります。

それから賣渡代金を國債で交付しまして、其の國債が轉々致してインフレーションになる處がないかと云ふ御質問も先程あつたやうであります。其の點に付ては既に商工當局から御説明がありました。大藏省と致しましても、特に第二十條に「政府ハ産業設備營團ガ第十七條第一項第一號又ハ第三號ニ依リ設備ヲ買受ケタル場合ニ於テ之ヲ賣渡シタル者ニ對シ其ノ代價トシテ受ケタル金錢又ハ國債證券ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得」と云ふのが挿入されて居りますので、此の規定の運用に依つて十分其の點は避け得ると存じて居ります。例へば賣渡代金を受取つた方面に於て借入金を返へす必要があると云ふやうな際には、是は其の國債を賣ると云ふことも起りませうが、其の借入金の返済を受けた銀行に對して、大藏省の監督當局から其の銀行に指示を致しまして、其の銀行に於て返済を受けた借入金に付ては獨斷で處置してはいかないと云ふ措置を講ずると致しますれば、インフレーションになる處と云ふことは十分防げると考へて居ります。尙ほ二十條の規定がありませぬでも、會社經理

統制令に會社の資金の使用に對しては政府に於て指示を致すことが出來ると云ふ規定があるのであります。其の規定の活用に依りまして十分御心配の點は防げると思ふのでありますが、此の賣渡代金に付きましては、更に斯う云ふ規定を入れて萬全の措置を講じた方が宜しいと云ふ風に考へて、此の二十條の挿入があつたものと考へて居ります。

三、懇談的質疑應答

座長　それではどうぞ皆さんから一つ御發言戴きたいと思ひます。何か御意見又は御希望がございましたらお願い致します。

問　此の第一條の中の事業者に於て建設困難なるものと云ふのは、物動計畫等に於て、従つて生産擴充計畫に於て政府が是だけのものは必要だと云ふことが大體考へられて居る場合であるから、國家總動員法の條項に依つて、斯う云ふことをAならAと云ふ最も適當なる會社に施設を命ずると云ふことは出來ますね。さうしてそれに依つて損失を受けた場合には補償がありますね。さう云ふ場合が假にあつたとすれば、實際の仕事は此の産業設備營團をして代つてやらせると云ふやうなことになるか、其の點どうですか。直接政府がやりますか。總てさう云ふやうなことは同じやうな仕事であるから、斯う云ふものがあれば營團の業務の中に入れるのかどうか、此の點如何でせうか。

山本生産擴充課長　今の點は結局場合に依ると思ふのでございますが、何と申しますか、今仰しやいました國家總動員法に依り命令をしまして、損が出たら後で補償をやること云ふことも確かに一つの方法ではあらうと思ふのでありますが、それよりも營業者に取りましては、此の營團が自分で建てまして貸してやると云ふ方が、負擔關係から言へば尙ほ有利な譯であります。隨て實行の確實を期す

る上から言へば此の方が宜いのぢやないかと思ひます。

問 さうすると半面から言へば、總動員法に依つてさう云ふ場合を運用することは寧ろ減つて来て、此の方を活用する、斯う云ふことになりませんか。

山本生産擴充課長 此の法律が出来ただけ總動員法に基くものは減つて来る、斯う考へて宜からうと思ひます。但し此の機關は資金を限定されて居ります。全部を是でやる譯には行きませぬ。従て總動員法の方も全然不用になつたのではないので、兩者を併せ用ひることになるのであります。

問 もう一つは、建設をして貸付けるとか或は現物出資と云ふ場合に、その設備を作ることは専門的經驗、技術を要するものと思ひます。隨て貸付又は現物出資する場合に、實際の設備を建設することは誰がやりますか。

山本生産擴充課長 それは先程御説明を落しましたが、それは全部當業者にやつて戴くのであります。結局此の機關の負擔に於てやると云ふので、實際の仕事はさう云ふ事業者に委託してやるのであります。

問 十七條の所に關係しますが、此の設備營團の起りは未動遊休の設備を活用すると云ふことにあるんぢやないかと思ひますが、吾々は却て第一號の「國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノノ建設」………買受けることも同じことでありますが、この點に非常な大きな期待を持つて居ります。最近御承知のやうに隨分各企業家、企業會社が非常に大

きな負擔を持つて居る。中には是以上どうすることも出来ないと思ふやうになつて居るにも拘らず、何か會社に長い經驗があるとか、信用があると云ふやうな關係でやつて居ります。實際大きな負擔に堪へ切れないと思ふやうなものが相當にあるのであります。さう云ふ風な場合にはどうしても之に依るより外仕様がなれないと思ひます。資金があればどうにかなるかも知れませぬが、さう無限にあると思ふ譯でもありません。さうするとどうしても之を活用する外はないのであります。此の意味に於て私は産業設備營團の此の點に非常な期待を持つて居ります。それについても一つ伺つておきたいのは資金融通、是は先程山住さんからお話がありました、從來の總動員法、あの方でも相當目的は達せられますね。

山住會社部長 さうでございます。融資命令で一般的の金融は大分付く譯でございます。

問 さつきから段々お話がありました、價格を決めると云ふ點に付て、貴族院などでも非常に心配をして居ります。營團で勝手にやられては困まると云ふので、此の點に付て議論がありました。ところがそれについて、是はまだ決まつた譯ではありませぬでせうが、三十人位の評價委員と云ふやうなものを持つると云ふお話がさつきあつたのであります。あの委員を餘り大勢拵へると云ふことはどうも責任を負ふ人がなくなつてしまつて、全く無意味になることが多いのであります。私も色々の委員を今でもやつて居りますが、これは實際の經驗から申上るのです。それで斯う云ふものゝ委員は、例へば紡績工場が多過ぎるからその一部の工場を或る軍需工場に轉用せしめると云ふやうな問題が起

つた場合には、紡績の關係の人と、それから新しく紡績の設備を形替へをして之を應用すると云ふ方の専門の方の人、それからそれは兩方欲があるから、欲のないお役人が其處へ幾分か入つて、さうして極く僅かの人で以てそのことを決める方が宜いのであつて、三十人、四十人の委員會と云ふものは全くノンセンスです。だから政府は之を是非さうやれとは仰しやらないのであるから、營團の責任をとる方もそれをやらないやうにするかも知れませぬが、政府でもさう云ふ頭を私は持つて戴きたいと斯う思ひまして、老婆心でございますが申上げて置きます。

山本生産擴充課長 御尤もの御意見でございます。三十人の委員會を作つて、政府の案を此の委員會に掛けて出すと云ふのではなくて、三十人の本委員會の下には澤山の専門委員を作りまして、それを今仰しやるやうな當業者の中の知識、経験を豊富に持つた方を入れて、それに公平な第三者にも入つて戴きまして、其處に於て十分お膳立の出來たものを本委員會に掛けて更に練る、斯う云ふ風に慎重にやる積りで居ります。

問 評價の纏まらないものはどうするのですか。

山本生産擴充課長 營團法の中には強權と申しますか、當業者の話の附かぬものを無理にどうしよう云ふ規定を全然持つて居りませぬ。併し現在の未動遊休設備の整理と云ふことは國の必要から起つて居る譯でありまして、必ずしも話が附かぬからと言つて其の儘にして置けないやうな事態になつて居ります。随ひまして、今年の初めに出来ました國家總動員法の改正に依りまして、設備等を轉用

させて必要な向きに動員することが出来るやうに規定が出來て居りますから、あれに基く勅令を本法と併行致して作りまして、どうしてもさう云ふ必要がある場合にはそちらを運用してやつて行くことになるのであります。

問 さうすると自分の帳面の上では百萬圓のものであるが、スクラップとして使へば十萬圓になつてしまつて九十萬圓のマイナスが其處に出る。さうすると所得税關係から言つてもどう云ふ風になるか。九十萬圓のマイナスが出て會社が缺損を出す。それで所得税が利益の中から出せれば宜いが、利益がない時分には損失勘定になります。さう云ふことに對して會社に出來得るやうにしてやることが必要ぢやないかと思ひますね。

山本生産擴充課長 其の點はさつき一寸御説明致しましたが、事業をノーマルに繼續する場合に百萬圓の値打があるとして、スクラップにすれば十萬圓である。其の差額の九十萬圓はどうするかと云ふ點は、勿論其の設備をお持ちになつて居る業者だけに負擔して戴くと云ふことは不合理と思ひます。全部國家が持つかと言へば、全部國が持つ譯にもいかない。又他の當業者がさう云ふ設備を整理することに依つて、全然利益を受けないこともありませんが、整理することに依つて應分の利益を受けると云ふやうな場合には、殘存の當業者にも負擔して戴く。本人と國と——國と云ふのは營團でございますが、殘存の當業者と此の三者が合理的な割合で負擔するやうにして行くのであります。

問 さう云ふことは理窟上は宜いですが、當業者が負擔する場合にはどうするか。評價委員會で

どう云ふやうにお決めになるか、さう云ふやうな點は例のないことで、理窟は當然お話のやうになりますが、實際上はどうしますか。其の點は評價委員へ委すと云ふやうなことになるでありませうが、一應評價の基準を決めて置く必要があるのではないかと思ひます。それから是非は飛行機とか人造石油とかと云ふのは除外するのですか。

山本生産擴充課長 さう云ふ特殊なもの、建設はそれ、専門の機關が出来て居りますから、それは一應全部そちらの負擔でやつて戴きます。原則としてさう云ふものは本營團では取扱はないのです。但し遊休になつたものの整理の方は、是非従来の機關でさう云ふ事業をやつて居るものがありませぬから、是非入ります。それから負擔の割合をどう決めるかと云ふ問題ですが、是非は中々理窟だけで決定しない點があると思ひます。結局負擔能力の點も考へなければならぬのであります。まあ併し其處は何と申しますか、協議をやつて居る間に自ら妥當な標準が見付かるものと云ふ風に吾々は考へて居ります。

問 遊休設備なり其の他の設備を營團が買ふと云ふ場合に、營業者の方に於ても幾らか負擔しなければならぬ。是非當然のことと思ひますが、さう致しますと此の營團に迄持つて来る順序と致しまして、總ての産業に對して先づ國家が、此の産業には是々、此の産業には生産を此の位と云ふ一つの生産計畫を立てられて來ないと、方針が立たないと思ひますが。

山本生産擴充課長 さう云ふ計畫は今出來つゝあります—一部は既に出來て居りますが—統制會

の全面的な御協力に依つて政府が其の計畫を立てる。

問 統制會があれば宜いが、ないものは……。

山本生産擴充課長 ないものは、何かそれに代るべき團體があると思ひますが、それに御協力願つて行くより以外ないと思ひます。

問 先程御質問のしました未動遊休設備の認定をどうするかと云ふ問題でございしますが、例へば營業者の方では實力があるから別に厄介にならなくて宜い。幾らか未動のものがあるがそれは將來要るんだ。併し國家が産業再編上其の資材をどうしても取らなければならぬと云ふ場合が起つたときに、どう云ふ所でどう云ふ風に認定することになりませうか。

山本生産擴充課長 未動遊休設備と云ふ言葉だけの定義から申しますと、さつき申上げましたやうに抽象的にははつきりして居るのでありますが、具體的にそれぢや轉用する場合の未動遊休設備はどう云ふものか、スクラップにする場合の未動遊休設備はどう云ふものか、各産業別に具體的の事情を考へませぬと一寸決定し悪いと思ひます。一般的に申し上げますと、先づスクラップにする爲に買上げ得る遊休設備と云ふものは、是非非常に遊休の度の高いものであつて、どつちにしても能率が悪くて、今運轉して居ると運轉して居らないとを問はず、將來さう云ふものを使はせたくないと云ふ程能率の低いものがそれに當ると云ふ風にお考へになつて宜からうと思ひます。但し國としてスクラップに對する要求が強く出て來て、それが切實な問題になつて來ることがありますと又變つて來ると思ひ

ます。

問 何處で決めるのですか。

山本生産擴充課長 最後は、此の法律の運用に當る政府が責任者であります。さつき申上げましたやうに、各産業に付て再編成計畫が出来る譯でありますが、其の再編成計畫の中にどれだけを此の意味の未動遊休設備にしよう、どれだけを斯う云ふ風にしよう、と云ふやうに、再編計畫の中に具體的に決まつて来る、斯う云ふ風に考へて居ります。尙ほ實際問題としましては生産擴充計畫産業にも未動設備がございます、資材の関係或は機械が入つて来ないと云ふ關係でございますが、それ等の中で茲一兩年の中に完成の見込のありますものは、假令未完成の設備でありませうとも、それは整理するものではありませんで、それは完成を促進することになるのであります。

問 積極業務の方に付て、お差支ない範圍に於て一つ具體的のお話を伺ひたいと思ひます。さつきアルミニウムのお話が出ましたが、さう云ふ細かいことなく宜しいのであります。

山本生産擴充課長 是は結局將來、來年以降の生産擴充計畫と云ふものの内容に依つて一部は決まつて来る譯でございます。それから一部は、不足物資とか或は代用品工業のやうな、生産擴充計畫の中には入つて居らないが物動計畫で資材を貰ふ産業がございます。大きいものもあり、小さいものもある。必ずしも大きいものばかりとは限りませぬ。大體一例を申し上げますと、先程申上げましたアルミニウムの轉換のやうな、需要的に見て今は大いに軍需品の需要があるけれども、將來になつては

たつと止まるもの、それから技術的には多少の不安があるけれども、それに對する國家の要望が強いので、此の際思ひ切つてやらなければならぬと云ふやうなものがあります。抽象的な言ひ方ではありますが……。

問 例へばスチールにしても、一千萬トンの計畫を立てる、それは物動に依つて決められて居ります。併しスペツシャルなスチールを作るに付て、或る特別なものになると、甚だ失禮な言ひ方ですが物動に於ては行届いて居らぬ所がありはせぬかと思ひます。さう云ふことも段々お考へになるやうにお願ひしたいと思います。さう云ふ問題が既に幾つか出て居るんぢやないかと思ひます。例へば人造石油の場合にコバルトをどうするか云ふのが中々面倒な問題ぢやないかと思ひます。

山本生産擴充課長 吾々も一應營團を作るに付きましたは、色々な實例を考へて居りますが、餘り限定されないで、今仰しやつたやうなことをも全部考へてやつて行かうと思つて居ります。

問 その場合必要なものは零細なものでも成立つことが出来ると宜いと思ひます。さうしないと、潰さなくて宜い産業がひとりで潰れるやうな状態になつて来て居るんぢやないかと思ひます。小さい大きいは別として……。特に小さい方面では訴へる所がないと云ふ状態になつて居つて、大きい方面に全部頭を抑へられて居りますから、必要なものでも潰れて了ふ危険があります。一旦潰して了つて將來又それを必要だから作るやうなことになると變なことになるんぢやないかと云ふことをお考へ願ひたいと思ひます。

座長　それでは此の邊で今日の懇談會を閉ぢることに致します。
山本生産擴充課長　承知致しました。

(終)

附録一　第七十七議會産業設備管團法案委員會
に於ける政府説明の要旨

重要産業統制團體協議會事務局編

一、未動遊休設備の總額

日本興業銀行の調査に依れば

未動設備	二四億
遊休設備	八五億
合　計	一〇九億

であつて之は日本の全固定資産總額五百七億圓に對して二割五分強に當つて居る。然し商工省で調査した所に依ると未動及遊休設備の總額は約二十五億圓である。興銀調との間に斯る大差を生じた主なる理由は次の如くである。

- (1) 興銀調には中小工業を總て含むが、商工省調では中小工業を含まない。
- (2) 興銀調では經濟的に活動して居ない資産の總額を、拂込資本金、社債、積立金、借入金等を基礎として之に操業率をかけて推定したものである。之に對して商工省調は大工業中の重要なるもののみについて個別に調査したのであつて、未動設備の中近く完成の見込ある

もの、及び極く一時的に運轉の休止して居るもの、通常必要なる豫備設備等は含まない。即ち建設中の設備にして近く完成の見込なきもの、及び遊休の度の相當に高いものだけを計算したのである。

尙ほ二十五億圓前後に上る未動遊休設備の中、設備營團の活動對象となるものは約十一億圓見當で、十四、五億圓見當のものは當該設備の所有者をして保有乃至處分せしめるか、又は同業者の互助施設を以て處置せしめる方針である。

二、設備營團の事業目論見（昭和十六年度より昭和二十年迄の四ヶ年間）

(1) 所要資金見積額

設備の買取保有額	四〇〇、百萬圓
建設貸與すべき設備	五四六、百萬圓
建設して現物出資に充てるもの	二三四、百萬圓
基金（此の利子を以て經營費に充てる）	五〇、百萬圓
合計	一、二三〇、百萬圓
右資金の構成は	
政府出資による資本金	二〇〇、百萬圓
（内公債にて交付 基金充當額	五〇、百萬圓）

債券發行	一、〇〇〇、百萬圓
借入金	三〇、百萬圓
合計	一、二三〇、百萬圓

（編者註）買取保有設備の高は、營團の保有勘定としては四億圓になるが、同業者若くは設備所有者にも負擔せしめるので、前記の未動遊休設備調査金額の方から見れば六億圓見當のものであるらう。

(2) 營團の損失補償見積額

- (イ) 營團にて買上保有すべき設備四億圓の維持費、倉敷料、移轉料等 一一七、〇〇〇、千圓
- (ロ) 整理廢棄すべき設備の調査額二億六千萬圓を約一億四千三百萬圓で政府が買上げるが、廢棄によるスクラップ代千八百萬圓を差引いて營團の損失に歸する額 一二五、〇〇〇、千圓
- (ハ) 活用し得る未動遊休設備の調査額二億六千萬圓で、此の大部分は政府直接の活用措置又は營團の斡旋に依つて他に轉換活用し得るが、營團に於て買取賣却するを要する分約三千萬圓あり、其の一時的保有に依り金利、倉敷料、移轉費等 六、七五〇、千圓

(三) 債券の利拂額

一一六、五〇〇、千圓

(ホ) 借入金の利息支拂額

六、一五〇、千圓

損失合計

三七一、四〇〇、千圓

(ヘ) 建設設備の賃貸料収入(年六分標準)

四六、〇〇〇、千圓

(ト) 同現物出資配當金収入

一三、五〇〇、千圓

収入合計

五九、五〇〇、千圓

差引補償を要する純損額

三一、九〇〇、千圓

右の中昭和十六年度のみ業務に依りて昭和十九年度迄に被るべき損失見積り額八百五十萬圓を豫算外國庫負擔に關する契約として臨時議會に提出した。

三、營業者の維持すべき設備

調査額約十四億圓と見積られるが、之は原則として第一次的には當該設備の保有者の負擔に依り、第二次的には同業者の連帶共助施設を講ぜしめ、政府は必要に應じて所要資金の供給を圖り、未動遊休設備の資金化を援助する。尙ほ營團の活動對象たる部分についても、所有者或は同業者が或る程度の負擔をせねばならぬ。

四、本營團の目標

(1) 未動遊休設備の處理

(イ) 過去の蓄積資材を總動員すること

(ロ) 徹底的整理統合の前提條件たらしむること。未動遊休設備の存在は原價高の原因でもあり、又重點主義生産を敢行せんとすれば完全に操業停止に陥る工場を生ずるが、斯る工場の處理對策が講ぜられて居らねば、重要産業の徹底せる統合再編成計畫の樹立が出来ない。

(2) 緊要設備の建設を確保すること。

輸入物資の杜絶に伴ふ代用産業の如き將來輸入が再び可能になれば直ちに引合はなくなるもの、戦後に需要の激減を見越されるもの、技術上今日尙ほ多少の不安あるもの等、前途に測定すべからざる危険を孕むものにして、而かも國家的に緊要なる産業を起す爲に、本營團の如きものゝ活動が必要である。

五、第一條に於ける字句の定義

「事業者に於て建設又は維持すること著しく困難なるもの」とは、國家緊要の産業なら何でも本營團が引受けてやるといふのでなく、原則としては事業者の責任と創意に依りて必要施設をするけれども、採算關係、技術關係、將來の見透の關係等から到底事業者に委しておいては建設が難しいといふ場合に限つて本營團が行ふの意である。

「未動設備」で本營團の對象となるものは、近き將來に完成の豫測の付かぬもののみを指し、二、

三年後に完成する見込の餘りつくやうなものはいれない。「遊休設備」についても経済的に十分動いて居らぬものを總て含めるか、業者が遊休と感ずるものだけにするか等の問題があるが、本營團に於て「買取保有すべき設備」は遊休の程度が非常に高く、且つ當該事業者に於て維持困難又は不適當なるもの、「活用すべき設備」とは遊休の程度は必ずしも高きことを要せず、他の事業種の業者に轉賣活用し得るもの、「廢棄すべき設備」とは遊休の程度が相當に高く且つ老朽し、屑鐵等として回収することが國民經濟上合理的と認められるものに限る。

六、政府及統制會との關係

政府は物動計畫或は生産力擴充計畫の大綱を決定し、産業再編成の方針、未動遊休施設の利用に關する大綱を決定する。此の大綱に基いて具體的な計畫を立てる場合には統制會の活動が非常に重要になつて來る。實行は營團がやるが、具體的な計畫については統制會と緊密な連絡を採る。

七、更生金庫との關係

國民更生金庫は其の設定の趣旨が中小商工業者を目標として居り、従つて其の活動も人間を対象として居るのであつて、物的設備、營業權等の買上に際しても、所有者の生活問題を考慮に入れ轉廢業等にも關與する。之に對して設備營團は主として大企業のみを対象とし、従つて物

的なる設備の機械的處理に限られる。斯くて兩者は分野を異にし、自然方式をも異にするのであつて、紛淆の虞もなく、合併は不可である。

八、命令融資等との關係

命令融資等の措置は本營團よりも廣い目的を持つて居る。これは設備の爲の資金のみならず、又生産の爲の資金のみに限らず、總て時局に緊要なる産業の資金の供給を圓滑ならしめる爲に必要あれば發動し得る。

而して設備については先づ通常の金融に依つて生産擴充を行はしめ、それで出来ないものを營團で取扱ふ。又産金、人造石油等については、振興會社が金融迄行つて居るが、本營團は特殊の産業に範圍を限らず、總ての産業について設備を建設し得る建前になつて居るので、金融迄は行はぬ方が妥當と考へられるのである。

九、類似國策會社との關係

金について産金振興會社、輕金屬等について帝國鑛業開發會社、人造石油について帝國燃料會社が、それぞれ當該産業を積極的に推進する爲に或は投資をなし、或は設備を經營することになつて居るが、之等の積極面について本營團は全然關與しない。即ちこれ等業種の設備を建設する事はやらない。但し將來之等の産業に未動設備或は遊休設備が殖えるやうな場合には、これを消極的に取除いて有効に活用する爲、本營團が之を差配することはあり得る。

一〇、遊休設備の買上方法

設備の買上に際しては未動遊休設備評價委員会を設けて個別に審査決定するが、當該設備の時價、受得價格、帳簿價格其の他を參酌し、更に之が負擔を、營團、同業者、設備所有者の間に於て如何に分擔するか、統制會なども連絡を採つて實情に即さしめる。而して營團買上代價の支拂は國債を以てすることが出來、且つ其の支拂ひたる代價の處分について必要な指示をなすことが出來る。例へば債務の辨濟に充て、或は銀行預金となし、或は國債ならば日本銀行に登録せしめ或は郵便局に預託させる等其の場合に應じてインフレーションの原因たることを防ぐと共に、該資金を最も有効に使用せしめんとするものである。

一一、外地への適用

本案は必要に應じて外地にも應用し、朝鮮、臺灣等にある未動遊休設備の活用、緊要設備の建設等も行ふ豫定である。其の場合には朝鮮總督或は臺灣總督が本營團を監督することとなるので、第三十四條に「産業設備營團は政府之を監督す」と定め「主務大臣之を監督す」としなかつた。

一二、營團なるものの性質

營團といふ言葉は最近使はれたるものであるが、法律的には所謂「經營財團」の略稱である。私法人の財團に近い性格を有するが、公益性の強い法人で、公益法人と營利法人との中間に立

つやうな性格を持つて居る。従つて其の役職員は公吏でなく、又會社員でもなく、法律上經理統制令の適用を受けない。但し此種のものには經理統制令の趣旨に従ふやう指導して居る。

一三、罰則について

農地開發營團では罰則が頗る嚴重になつて居るが、之は統制的な仕事が多く、強權關係を有するからである。産業設備營團ではさうした強權關係を持たず、單に私法上の契約に従つて動く仕事の主であるから、收賄に關する罰則の如きものを設けてない。

附録二 産業設備營團法

第一章 總 則

第一條 産業設備營團は戰時(戰爭に準すべき事變の場合を含む)に際し軍需産業、生産擴充計畫産業
 其の他の國家緊要産業の設備にして事業者に於て建設又は維持すること著しく困難なるもの
 を施設し竝に産業設備(之に充つべき機械及器具を含む)にして未完成又は遊休の状態に在る
 もの(以下未動遊休設備と稱す)の活用を圖ることを目的とす

産業設備營團は法人とす

第二條 産業設備營團は主たる事務所を東京市に置く

産業設備營團は政府の認可を受け必要の地に從たる事務所を設置することを得

第三條 産業設備營團の資本金は二億圓とす

第四條 政府は二億圓を産業設備營團に出資すべし

前項の出資は國債證券を交付して之を爲すことを得

前項の規定に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む

第五條 産業設備營團は定款を以て左の事項を規定すべし

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金額及資産に關する事項
- 五 役員に關する事項
- 六 業務及其の執行に關する事項
- 七 産業設備債券に關する事項
- 八 會計に關する事項
- 九 公告の方法

定款は政府の認可を受け之を變更することを得

第六條 産業設備營團は勅令の定むる所に依り登記を爲すことを要す

前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後に非ざれば之を以て第三者に對抗することを
 得ず

第七條 産業設備營團には所得税、法人税及營業税を課せず

北海道、府縣、市町村其他之に準すべきものは産業設備營團の事務又は第十七條第一項第

一號若は第三號の業務の爲にする建物の建設若は取得若は土地の取得に對しては地方税を課することを得ず

但し産業設備營團の事業に對しては特別の事情に基き内務大臣及大藏大臣の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 産業設備營團が第十七條第一項第一號又は第三號の業務の爲にする不動産に關する権利の取得又は所有權の保存に付登記を受くる場合に於ては其の登録税の額は不動産の價格の千分の一とす

第九條 産業設備營團に付解散を必要とする事由發生したる場合に於て其の處置に關しては別に法律を以て之を定む

第十條 産業設備營團に非ざる者は産業設備營團又は之に類似する名稱を用ふることを得ず

第十一條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並に非訟事件手續法第三十五條第一項の規定は産業設備營團に之を準用す

第二章 役員

第十二條 産業設備營團に總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事二人以上を置く

總裁は産業設備營團を代表し其の業務を總理す

副總裁は定款の定むる所に依り産業設備營團を代表し總裁を輔佐して産業設備營團の業務を掌理す

副總裁は總裁事故あるときは其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

理事は定款の定むる所に依り産業設備營團を代表し總裁及副總裁を輔佐して産業設備營團の業務を掌理す

理事は定款の定むる所に依り總裁及副總裁共に事故あるときは其の職務を代理し總裁及副總裁共に缺員のときは其の職務を行ふ

監事は産業設備營團の業務を監査す

第十三條 總裁、副總裁、理事及監事は政府之を命ず

總裁、副總裁及理事の任期は四年、監事の任期は二年とす

第十四條 總裁、副總裁及理事は定款の定むる所に依り従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有する代理人を選任することを得

第十五條 總裁、副總裁及理事は他の職業に従事することを得ず但し政府の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十六條 産業設備營團に評議員若干人を置き政府之を命ず

評議員は業務經營に關する重要な事項に付總裁の諮問に應じ必要あるときは之に對し意見を

を述ぶることを得
評議員は名譽職とし其の任期は二年とす

第三章 業 務

第十七條 産業設備營團は左の業務を行ふ

- 一 國家緊要産業の設備にして事業者に於て建設又は維持すること著しく困難なるものの建設又は買受
- 二 前號の規定に依り取得したる設備の貸付、出資及賣渡
- 三 未動遊休設備の賣買及保有
- 四 未動遊休設備の活用に関する斡旋
- 五 前各號の業務に附帶する事業

産業設備營團は政府の認可を受け前項に掲ぐる業務以外の業務を行ふことを得

第十八條 産業設備營團は其の建設する國家緊要産業の設備の用に充つる爲必要な土地又は土地に

關する所有權以外の權利を收用又は使用することを得

前項の規定に依る收用又は使用に關しては土地收用法を適用す

第一項の規定に依り收用又は使用したる土地又は土地に關する所有權以外の權利の處分及管

理に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第十九條 産業設備營團は第十七條第一項第一號又は第三號の規定に依り買受けたる設備の代價に付ては國債證券を以て之を交付することを得

前項の規定に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む

第二十條 政府は産業設備營團が第十七條第一項第一號又は第三號の規定に依り設備を買受けたる場合に於て之を賣渡したる者に對し其の代價として受けたる金錢又は國債證券の處分に關し必要なる指示を爲すことを得

第四章 産業設備債券

第二十一條 産業設備營團は拂込資本金額の五倍を限り産業設備債券を發行することを得

第二十二條 産業設備債券は額面金額五十圓以上とし無記名利札附とす但し應募者又は所有者の請求に依り記名と爲すことを得

産業設備債券は割引の方法を以て之を發行することを得

第二十三條 産業設備營團は産業設備債券借換の爲一時第二十一條の制限に依らず産業設備債券を發行することを得

前項の規定に依り産業設備債券を發行したるときは發行後一月以内に其の發行額面金額に相

當する舊産業設備債券を償還すべし

第二十四條 政府は産業設備債券の元本の償還及利息の支拂を保證することを得

第二十五條 産業設備債券は賣出の方法を以て之を發行することを得

第二十六條 産業設備營團に於て産業設備債券を發行せんとするときは政府の認可を受くべし

第二十七條 産業設備債券の消滅時効は元本に在りては十五年、利息に在りては五年を以て完成す

第二十八條 産業設備債券の所有者は産業設備營團の財産に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す

前項の規定は民法上の一般の先取特權の行使を妨ぐることなし

第二十九條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外の公債に關する規定は産業設備債券に之を準用す

第三十條 本章に規定するものを除くの外産業設備債券に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第五章 會計

第三十一條 産業設備營團の事業年度は毎年四月より翌年三月迄とす

第三十二條 産業設備營團は左の方法に依るの外業務上の餘裕金を運用することを得ず

一 國債、地方債又は政府の認可を受けたる有價證券の取得を爲すこと

二 大藏省預金部若は銀行への預金又は郵便貯金と爲すこと

第三十三條 産業設備營團は設立の時及毎事業年度の初に於て財産目錄、貸借對照表及損益計算書を作成し定款と共に之を各事務所に備置くことを要す

第六章 監督及補助

第三十四條 産業設備營團は政府之を監督す

第三十五條 産業設備營團は政府の認可を受くるに非ざれば剩餘金の處分を爲すことを得ず

第三十六條 産業設備營團は業務開始の際業務の方法を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

産業設備營團は毎事業年度の初に於て事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第三十七條 政府は産業設備營團に對し業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ、検査を爲し其他監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

第三十八條 役員が法令、定款若は政府の命令に違反し又は公益を害する行爲を爲したるときは政府は之を解任することを得

第三十九條 政府は産業設備營團に對し第十七條に規定する業務に因りて受けたる損失を補償するの

契約を爲すことを得

前項の契約は之に基き交付すべき補償金の總額が帝國議會の協贊を経たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す

第一項の損失を決定する基準は政府之を定む

第四十條 前條第一項の損失及其の額は産業設備營團損失審査會之を決定す

産業設備營團損失審査會の組織及權限は勅令を以て之を定む

第七章 罰 則

第四十一條 左の場合に於ては産業設備營團の總裁、副總裁、理事又は監事を千圓以下の過料に處す

一 本法に依り政府の認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざる時

二 本法に規定せざる業務を営みたる時

三 第二十一條又は第二十三條第二項の規定に違反し産業設備債券の發行を爲し又は償還を爲さざる時

四 第三十二條の規定に違反し業務上の餘裕金を運用したるとき

五 政府の監督上の命令又は處分に違反したるとき

第四十二條 左の場合に於ては産業設備營團の總裁、副總裁、理事又は監事を五百圓以下の過料に處す

す

一 本法又は本法に基きて發する勅令に違反し登記を爲すことを怠り又は不正の登記を爲したるとき

二 第三十三條の規定に違反し書類を備置かざるとき、其の書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したるとき

第四十三條 第十條の規定に違反し産業設備營團又は之に類似する名稱を用ひたる者は五百圓以下の過料に處す

附 則

第四十四條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第四十五條 政府は設立委員を命じ産業設備營團の設立に關する事務を處理せしむ

第四十六條 設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし

第四十七條 定款に付政府の認可ありたる時は設立委員は遅滞なく出資の第一回の拂込を稟請すべし

第四十八條 出資の第一回の拂込ありたる時は設立委員は遅滞なく其の事務を産業設備營團總裁に引繼ぐべし

總裁前項の事務の引継を受けたるときは總裁、副總裁、理事及監事の全員は設立の登記を爲すべし

産業設備營團は設立の登記を爲すに因りて成立す

第四十九條 登録税法中左の通改正す

第十九條七號中「住宅營團」の下に「産業設備營團」を、「住宅營團法」の下に「産業設備營團法」を加ふ

第五十條 印紙税法中左の通改正す

第五號第六號の四の次に左の一號を加ふ

六ノ五 産業設備營團の業務に關する證書帳簿及産業設備債券

第五十一條 有價證券移轉税法中左の通改正す

第十條に左の一號を加ふ

九 産業設備營團法第十九條の規定に依る國債證券の移轉

附錄三 産業設備營團法施行令 (勅令第千四十六號)

第一章 登記

第一條 産業設備營團の設立の登記は總裁が設立委員より設立に關する事務の引継を受けたる日より

二週間以内に主たる事務所所在地に於て之を爲すことを要す
設立の登記には左の事項を掲ぐることを要す

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 資本金額及拂込資本金額

五 總裁、副總裁、理事及監事の氏名及住所

六 副總裁又は理事の代表權に制限を加へたるときは其の制限

七 公告の方法

産業設備營團は設立の登記を爲したる後一週間以内に從たる事務所所在地に於て前項に掲ぐる事項を登記することを要す

第二條

産業設備營團の成立後従たる事務所を設けたるときは主たる事務所の所在地に於ては二週間以内に従たる事務所を設けたることを登記し其の従たる事務所の所在地に於ては三週間以内に前條第二項に掲ぐる事項を登記し他の従たる事務所の所在地に於ては同期間内に其の従たる事務所を設けたることを登記することを要す

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に於て新に従たる事務所を設けたるときは其の従たる事務所を設けたることを登記するを以て足る

第三條

産業設備營團が主たる事務所を移轉したるときは二週間以内に移轉の登記を爲すことを要す産業設備營團が従たる事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては三週間以内に移轉の登記を爲し新所在地に於ては四週間以内に第一條第二項に掲ぐる事項を登記することを要す但し同一の登記所の管轄区域内に於て従たる事務所を移轉したるときは其の移轉の登記を爲すを以て足る

第四條

第一條第二項に掲ぐる事項中に變更を生じたるときは主たる事務所の所在地に於ては二週間、従たる事務所の所在地に於ては三週間以内に變更の登記を爲すことを要す

第五條

産業設備營團法第十四條の代理人を選任したるときは二週間以内に之を置きたる事務所の所在地に於て代理人の氏名、住所及代理人を置きたる事務所並に代理人の代理權に制限を加へたるときは其の制限を登記することを要す登記したる事項の變更及代理人の代理權の消滅に

付亦同じ

第六條

産業設備債券を發行したる場合に於て第二十二條の拂込ありたるとき又は第二十四條の賣出期間満了したるときは主たる事務所の所在地に於ては二週間、従たる事務所の所在地に於ては三週間以内に産業設備債券の登記を爲すことを要す

前項の登記には第十九條第二項第二號乃至第六號に掲ぐる事項を掲ぐることを要す

第四條の規定は第一項の登記に之を準用す

第七條

登記すべき事項にして商工大臣の認可を要するものは其の認可書の到達したる時より登記の期間を起算す

第八條

登記したる事項は裁判所に於て遲滞なく之を公告することを要す

第九條

産業設備營團の登記に付ては其の事務所の所在地の區裁判所を以て管轄登記所とす各登記所に産業設備營團登記簿を備ふ

第十條

設立の登記を除くの外本令に依る登記は總裁の申請に因りて之を爲す

第十一條

設立登記の申請書には定款、出資の第一回の拂込ありたることを證する書面並に總裁、副總裁、理事及監事の資格を證する書面を添附することを要す

第十二條

産業設備營團法第十四條の代理人の選任の登記の申請書には代理人の選任を證する書面及代理人の代理權に制限を加へたるときは其の制限を證する書面を添附することを要す

第十三條 産業設備債券の登記の申請書には産業設備債券の引受を證する書面、産業設備債券申込證及各産業設備債券に付第二十二條の拂込ありたることを證する書面又は第二十四條の賣出期間内に於て賣上げたる産業設備債券の總額を證する書面を添附することを要す

第十四條 事務所の新設又は事務所の移轉その他第一條第二項に掲ぐる事項の變更の登記の申請書には事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を添附することを要す

第十五條 前條の規定は第五條の規定に依り登記したる事項の變更及産業設備營團法第十四條の代理人の代理權の消滅竝に産業設備債券に關する登記事項の變更の登記に之を準用す

第十六條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百一十一條の六及第五百五十四條乃至第五百五十七條の規定は本令に依る登記に之を準用す

第二章 收用又は使用したる土地又は土地に關する所有權

以外の權利の處分及管理

第十七條 産業設備營團は産業設備營團法第十八條第一項の規定に依り收用又は使用したる土地を其の建設したる設備にして其の土地の上に存するものと共にするに非ざれば讓渡又は貸付することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるとき又は收用したる土地に付其の收用の時期より二十一年を経過したるときは此の限に在らず

第十八條 産業設備營團法第十八條第一項の規定に依り收用せられたる土地を其の土地の上に存する産業設備營團の建設したる設備と共に讓渡する場合に於ては其の讓渡は土地收用法第六十六條の規定の適用に付其の土地を不用に歸せしむるものに非ざるものとす

第十九條 前條の規定は土地に關する所有權以外の權利にして産業設備營團法第十八條第一項の規定に依り收用又は使用したるものに之を準用す

第三章 産業設備債券

第十九條 産業設備債券の募集に應ぜんとする者は産業設備債券申込證二通に其の引受くべき産業設備債券の數及住所を記載し之に署名又は記名捺印することを要す

産業設備債券申込證は總裁之を作成し之に左の事項を記載することを要す

- 一 産業設備營團の名稱
- 二 産業設備債券の總額
- 三 各産業設備債券の金額
- 四 産業設備債券の利率
- 五 産業設備債券償還の方法及期限
- 六 利息支拂の方法及期限

七 産業設備債券發行の價額又は其の最低價額

八 産業設備營團の資本金額及拂込資本金額

九 舊産業設備債券借換の爲産業設備營團法第二十一條の制限に依らず産業設備債券を發行するときは其の旨

十 前に産業設備債券を發行したるときは其の償還を了へざる總額

産業設備債券發行の最低價額を定めたる場合に於ては應募者は産業設備債券申込證に應募價額を記載することを要す

第二十條 前條の規定は契約に依り産業設備債券の總額を引受くる場合には之を適用せず産業設備債券募集の委託を受けたる會社が自ら産業設備債券の一部を引受たる場合に於て其の一部に付亦同じ

第二十一條 産業設備債券の應募總額が産業設備債券申込證に記載したる産業設備債券の總額に達せざるときと雖も産業設備債券を成立せしむる旨を産業設備債券申込證に記載したるときは其の應募總額を以て産業設備債券の總額とす

第二十二條 産業設備債券の募集が完了したるときは總裁は遲滯なく各産業設備債券に付其の全額の拂込を爲さしむることを要す

第二十三條 産業設備債券募集の委託を受けたる會社は自己の名を以て産業設備營團の爲に第十九條

第二項及前條に定むる行爲を爲すことを得

産業設備債券募集の委託を受けたる會社二以上あるときは前項の行爲は共同して之を爲すことを要す

第二十四條 賣出の方法に依り産業設備債券を發行せんとするときは總裁は左の事項を公告することを要す

一 賣出期間

二 産業設備債券賣出の價額

三 第十九條第二項第一號乃至第六號及第八號乃至第十號に掲ぐる事項

四 第二十五條に規定する事項

第二十五條 賣出期間内に賣上げたる産業設備債券の總額が前條の規定に依り公告したる産業設備債券の總額に達せざるときは其の賣上總額を以て産業設備債券の總額とす

第二十六條 産業設備債券は全額の拂込ありたる後に非ざれば之が證券の發行を爲すことを得ず

第二十七條 産業設備債券には第十九條第二項第一號乃至第六號に掲ぐる事項及證券番號を記載し總裁に署名又は記名捺印することを要す

賣出の方法に依り發行する産業設備債券には第十九條第二項第二號に掲ぐる事項を記載することを要せず

第二十八條 總裁は主たる事務所に産業設備債券原簿を備置くことを要す

債権者は業務時間内何時にても産業設備債券原簿の閲覧を求むることを得

第二十九條 産業設備債券原簿には左の事項を記載することを要す

- 一 産業設備債券の數及番號
- 二 産業設備債券の證券發行の年月日
- 三 第十九條第二項第二號乃至第六號に掲ぐる事項

産業設備債券を記名と爲したるときは前項に掲ぐる事項の外其の産業設備債券の所有者の氏名及住所竝に取得の年月日を産業設備債券原簿に記載することを要す

第三十條 記名産業設備債券の移轉は取得者の氏名及住所を産業設備債券原簿に記載し且其の氏名を證券に記載するに非ざれば之を以て産業設備營團其の他の第三者に對抗することを得ず

記名産業設備債券を以て質權の目的と爲したるときは質權者の氏名及住所を産業設備債券原簿に記載するに非ざれば之を以て産業設備營團其の他の第三者に對抗することを得ず

第三十一條 産業設備債券應募者に對する通知又は催告は産業設備債券申込證に記載したる其の者の住所に、其の者が別に其の住所を産業設備營團に通知したるときは其の住所に宛つるを以て足る未だ産業設備債券の證券の發行を爲すに至らざる場合に於て産業設備債券權利者に對する通知又は催告に付亦同じ

記名産業設備債券の所有者に對する通知又は催告は産業設備債券原簿に記載したる其の者の住所に、其の者が別に其の住所を産業設備營團に通知したるときは其の住所に宛つるを以て足る前二項の通知又は催告は通常其の到達すべかりし時に到達したるものと看做す
無記名産業設備債券の所有者に對する通知又は催告は公告の方法に依ることを得
第三十二條 無記名産業設備債券を償還する場合に於て欠缺せる利札あるときは之に相當する金額を償還額より控除す但し既に支拂期の到來したる利札に付ては此の限に在らず
前項の利札の所持人は何時にても之と引換に控除金額の支拂を請求することを得

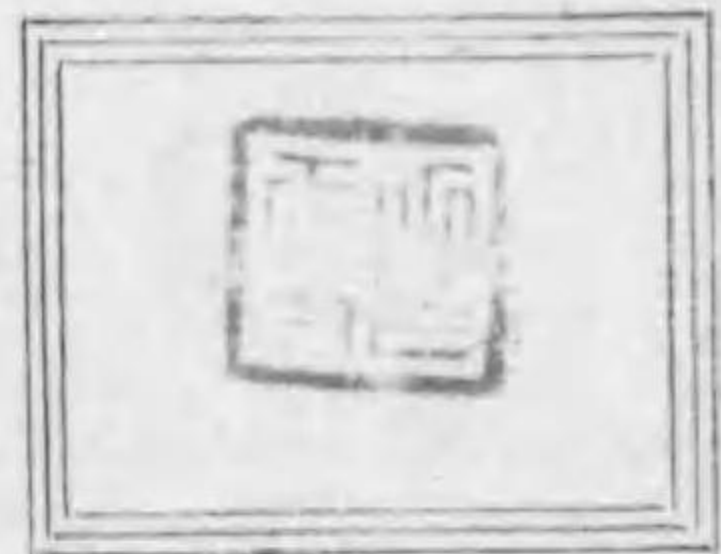
附 則

本令は産業設備營團法施行の日より之を施行す (昭和十六年十二月五日施行)

參照

- (1) 國家總動員法第十一條
政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り……銀行、信託會社、保險會社其他勅令を以て指定する者に對し資金の運用、債務の引受若くは債務の保證に關し必要なる命令をなすことを得
銀行等資金運用令（昭和十五年十月十九日公布）銀行等資金運用令中改正（昭和十六年七月十六日公布）
- (2) 國家總動員法第十六條之二
政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備又は權利の讓渡、その他の處分、出資使用又は移動に關し必要なる命令を爲すことを得
- (3) 國家總動員法第十六條之三
政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營讓渡、廢止若くは休止又は法人の目的變更、合併若くは解散に關し必要なる命令を爲すことを得
企業整備に關する勅令案（審議中）

昭和十六年十二月廿五日印刷
昭和十七年一月一日發行



新濟社

『産業設備圖解』

定價 八拾錢
送料 四錢

編者 重要産業統制團體協議會

發行者 新濟社

發行者 三ツ木隆治

發行所 東京市京橋區京橋三ノ二
新濟社

電話京橋(56)四九四九番
〇一七二番
振替東京一三四二三八番

印刷所 東京市京橋區築地一ノ一四
川橋印刷所

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

全国の著名書店に發賣中ですが、賣切れの際は直接本社へ御申込み下さい、尙一年極購讀が一番有利な事を申添へます

定價一部五〇錢 半部十二册六圓 一年廿四册拾貳圓 共

知識人の讀む經濟雜誌!

毎月二回
一日・十五日發行

- 内容
- ★提言
 - ★内外展望
 - ★調査と資料
 - ★座談會又提題
 - ★研究討議
 - ★政界春秋
 - ★文化隨想
 - ★論壇時評
 - ★經濟時評
 - ★人物評論
 - ★財界督戰記
 - ★產業概觀
 - ★統制會の頁
 - ★事業と會社
 - ★經營批判
 - ★市場短評

新經濟

御申込みの際は振替利用が一番確實です
新經濟社
東京市京橋三丁目二番
電話京橋四九四九番
振替一三四二三八番

重要産業 統制團體 書記長 帆足 計著

統制會の理論と實際

統制會を無視しては一切の經濟活動が不可能である如く、本書を讀まずして統制會の本質を把握することは出來ぬ。
統制會の理論と實際は、これが解明の最適任者たる著者によつて、茲に、根本的に、全面的に然も極めて具體的に論究し盡されてゐる。

經濟人必讀の書! 好評増冊貳萬部突破!!

四六版二八〇頁
定價一圓五〇錢
送料六錢

東京市京橋三丁目一番
新經濟社

國策研究會編

東京市京橋三ノ二
振替一三四二三八
電話京橋四九四九

新經濟社版

臨戰體制論

内容

世界戦と日本の立場…平出大佐
 最近の國際情勢展望…田代重徳
 基本國策の志向と方式…毛利英於兎
 生産擴充と國防經濟…瀧 正雄
 經濟新體制とは何ぞや…美濃部洋次
 金融新體制に就いて…迫水久常
 科學技術新體制の問題…森川覺三

インフレ對策の問題點…太田正孝
 時局と生産擴充…柏原兵太郎
 食糧政策の再檢討…重政誠之
 國民生活の合理化…川村秀文
 勞務動員の根本問題…北村 隆
 戦争と報導機關…高橋雄狩
 四六版四〇〇頁 定價二圓送料十錢

巨大な歴史をつくる推進力、此の一本!!

製本控

917 國 147 號 年 月 日

統制法令解説叢書カ/新

備考

冊



328.1
J 997

編會議協體團制統業產要重

版社濟經新

終